

第125回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和8年3月3日(火曜日)

出席議員 (13名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	江見秀樹	副町長	森下守
	教育長	大森一繁	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	大上崇	住民課長	福岡真一郎
	健康福祉課長	間嶋節夫	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	大上千佳	南光支所長	豊岡敏弘
	三日月支所長	稲田俊美	会計課長	森田和樹
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期決定の件
- 日程第3. 行政報告について
- 日程第4. 施政方針について
- 日程第5. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐用町一般会計補正予算 第6号（令和8年1月23日専決第1号））
- 日程第6. 議案第2号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第7. 議案第4号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第8. 議案第5号 三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について
- 日程第9. 議案第6号 上月地域特産物直売所、南光ひまわり館及び味わいの里三日月の指定管理者の指定について
- 日程第10. 議案第7号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第11. 議案第8号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第12. 議案第9号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第13. 議案第10号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14. 議案第11号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第15. 議案第12号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
- 日程第16. 議案第13号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
- 日程第17. 議案第3号 佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第18. 議案第14号 養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定について
- 日程第19. 議案第15号 上月歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第20. 議案第16号 町有財産の貸付けについて（旧江川保育園跡地）
- 日程第21. 議案第17号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第22. 議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第23. 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第24. 議案第20号 工事請負契約の変更について（佐用町学校給食センター厨房機器更新工事）
- 日程第25. 議案第21号 工事請負契約の変更について（ふれあい町民プール大規模改修工事）
- 日程第26. 議案第22号 第4次佐用町健康増進計画、第4次佐用町食育推進計画及び第3次佐用町自殺対策計画の策定について
- 日程第27. 議案第23号 佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第28. 議案第24号 佐用町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第29. 議案第25号 佐用町地域活性化事業基金条例等を廃止する条例について
- 日程第30. 議案第26号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第31. 議案第27号 佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について
- 日程第32. 議案第28号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第33. 議案第29号 佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第34. 議案第30号 佐用町手話言語条例の制定について
- 日程第35. 議案第31号 佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第36. 議案第32号 佐用町財産区管理会設置条例の制定について
- 日程第37. 議案第33号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第38. 議案第 34 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について
日程第39. 議案第 35 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第40. 議案第 36 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第41. 議案第 37 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第42. 議案第 38 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第43. 議案第 39 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第44. 議案第 40 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 5 号）について
日程第45. 議案第 41 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 4 号）について
日程第46. 議案第 42 号 令和 8 年度佐用町一般会計予算案について
日程第47. 議案第 43 号 令和 8 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
日程第48. 議案第 44 号 令和 8 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
日程第49. 議案第 45 号 令和 8 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
日程第50. 議案第 46 号 令和 8 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
日程第51. 議案第 47 号 令和 8 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
日程第52. 議案第 48 号 令和 8 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
日程第53. 議案第 49 号 令和 8 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
日程第54. 議案第 50 号 令和 8 年度佐用町久崎財産区特別会計予算案について
日程第55. 議案第 51 号 令和 8 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について
日程第56. 議案第 52 号 令和 8 年度佐用町下水道事業会計予算案について
日程第57. 同意第 2 号 佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第58. 特別委員会の設置及び委員定数について
日程第59. 委員会付託について

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 125 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位及び町当局の皆様には、おそろいでご出席をいただき、御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

3 月を迎え、三寒四温を繰り返しながら、季節は冬から春へと確実に歩みを進めております。本日は、あいにくの冷たい雨となりましたが、その雨も、また、やがて訪れる春を育む恵であります。

さて、本定例会は令和 8 年度当初予算をはじめとする新年度の町政運営の方向性を定める大変重要な議会であります。まさに佐用町の 1 年を形づくる羅針盤を議論する場でございます。

議会の使命は、町民の皆様への負託に応えるべく、十分な審議を尽くすことにあります。議員各位におかれましては、建設的で活発な、そして慎重な審議をお願い申し上げます。

また、理事者各位には丁寧で分かりやすい説明をお願い申し上げます。

本定例会が実り多いものになりますことを祈念申し上げ、開会に当たりの挨拶とさせていただきます。

今期定例会において、本日付議されます案件は、専決処分の承認 1 件をはじめ、町有施

設の指定管理者の指定 14 件、条例改正等 18 件、令和 7 年度各会計補正予算案及び、令和 8 年度各会計当初予算案 19 件、同意 1 件の計 53 件であります。

議員各位には、これら諸案件につき、慎重審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会の挨拶とします。

町長の挨拶を受けたいと思います。

江見町長。

町長（江見秀樹君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

昨晩からの雨で、非常に足元の悪い中、早朝からのご参集、本当に、大変お疲れ様でございます。

朝晩は冷え込む日も、まだまだ、残っておりますけれども、日中は、だんだんと暖かい日が増えてまいりました。今のこの季節の暖かいのは、ある意味、ありがたいんですけども、平年より、ずっと、平均気温高いということで、また、夏の暑さが大変心配になってまいります。

そんな中、一昨日は 20 周年記念事業も大詰めを迎えておりまして、第 1 回のさようウォークが開催をすることができまして、私も歩かせていただいたところであります。イベントとしては、大きなトラブルもなく開催できたようでありまして、上月太鼓の皆さんにも盛り上げていただきましたし、また、スタッフとしてご尽力いただいた実行委員会の皆さん、スポーツ推進委員の皆さん、また、スポーツ協会の皆さんなど、多くの方に関わっていただいて開催することができました。改めて、お礼申し上げたいと思います。

また、今月 20 日の金曜日、金曜日といっても祝日でありますけれども、これが、おそらく最後の 20 周年の記念事業になるのではないかと思いますけれども、いこいの広場において、ふれあい移動動物園を開催させていただきます。これは 20 周年記念事業を計画する中で、小さいお子様向けの記念事業がないということで、当初から、そういったものも必要だろうということで計画をしておったものでございます。せっかくの機会でございますので、議員の皆様にもお声かけ等、周知いただければ幸いです。

さて、先ほど、議長おっしゃったとおり、今回、令和 7 年度最後の議会となります。3 月の第 125 回定例会ということでありますが、令和 8 年度の当初予算に加え、今年度の補正予算、また、条例の制定、改廃等たくさんの、53 件の議案ということを上程させていただいております。慎重審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 125 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長であります。

ここで申し上げます。傍聴者におかれましては、傍聴の際に守るべき事項を遵守し、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

議長（千種和英君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。13 番議席、平岡きぬゑ議員。2 番議席、森脇裕和議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第 2. 会期決定の件

議長（千種和英君） 続いて、日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 24 日までの 22 日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 24 日までの 22 日間と決定しました。

日程第 3. 行政報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 3、行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第 3 を終了します。

日程第 4. 施政方針について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 4、施政方針についてであります。当局の説明を受けたいと思えます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、失礼をいたします。

本定例会におきまして、令和 8 年度の当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営の基本的な考え方をご説明申し上げるとともに、主要施策について申し上げさせていただきたいと思えます。

町民の皆様のご信任を賜り、町政を担わせていただいております。3 か月余りが経過いたしました。この間、町民の皆様をはじめ、議会の皆様や職員のご理解とご協力のもと、町政運営に取り組んでこられたことに、心より感謝を申し上げたいというふうに思えます。

また、2 月から新たに森下副町長が着任し、町政を推進する執行体制が整いました。今後は、これまで以上に連携と意思疎通を図り、町政の着実な推進に全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、本町では、昨年度の出生数が 30 人台となりまして、人口減少のペースが一段と加速しております。厳しい現実ではありますが、この流れを少しでも緩やかにし、人口減少に負けない地域の仕組みを築いていかなければなりません。

私のまちづくりの理念は、「いつまでも安心して暮らし続けられる佐用町をつくる」であります。その実現に向けて、「～こども・定住・しごと～まちを未来へつなぐ」、「子どもか

らお年寄りまで「安全・安心の地域づくり」、「地域の魅力と元気づくり」の3つの柱を掲げ、これまで築かれてきた礎を大切にしながら、変えてはならない本質を守りつつ、時代の変化に応じて新たな考え方を取り入れる、いわゆる「不易流行」の精神をもって、持続可能な佐用町の発展を目指してまいりたいと考えております。

令和8年度当初予算におきましては、これら3つの柱を踏まえ、子育て支援の充実を図るため「学校給食費及び保育料の完全無償化」を、安全・安心なまちづくりを推進するため「防犯カメラの増設」を、地域資源の魅力向上を図るため「佐用の大イチョウの保存修理」などを、それぞれ盛り込んだ予算編成とさせていただいております。

加えて、令和7年度国補正予算の成立を受けまして、国と連携した予算編成を進め、町民1人当たり1万円分の地域振興券の配付や、水道料金の基本使用料の6か月間減免など、物価高騰に対応した各種施策を実施してまいります。

また、令和9年度から始まる「佐用町第3次総合計画」を策定いたしまして、町政運営の最上位計画として、今後の指針及び基本目標を明らかにするとともに、町民の皆様とともに「縮充のまちづくり」を具現化する施策や事業に取り組んでまいります。

人口減少社会の中にあって、少子化対策、移住・定住の促進、雇用の創出など、一つ一つの取組を着実に積み重ねることで、佐用町を確実に次の世代へつなげてまいりたいと考えてまいります。「佐用町に住んでよかった」「ここに暮らし続けたい」と感じていただける方を1人でも多く増やすため、町民の皆様、そして、職員の皆さんと力を合わせ、希望あふれるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員各位並びに町民の皆様には、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

それでは、令和8年度の子育て支援策について申し上げます。

まずは、「学校給食費並びに保育料の完全無償化」でございます。

学校給食費につきましては、これまで保護者に一部をご負担いただきながら、町独自に支援をしてまいりました。具体的には、給食費の半額を町が補助し、地産地消・質的向上として60円、物価高騰対策として40円を、それぞれ、これまで上乗せをしてきておったところです。

令和8年4月からは、国による小学生の給食費無償化が開始されますが、中学校や幼稚園におきましても、保護者負担の軽減の観点から、町独自に無償化をしてまいりたいと考えております。関連予算は、総額5,840万3,000円を計上しておりまして、財源は地方創生臨時交付金やふるさと応援寄附金、メガソーラー事業収益金などを活用してまいります。

また、保育料については、現在、非課税世帯や生活保護を受けている世帯を除いて、ゼロ歳から2歳の第1子において所得に応じた保育料が必要でしたけれども、令和8年度からは、これを無償とさせていただきたいと考えております。

次に、物価高騰への対応について申し上げます。

物価高については、当面の間継続するものと見込まれ、短期間の対応ではなく、一定期間を見据えた継続的な支援が必要であるというふうに考えております。また、支援事業につきましては、国の交付金を活用するなどして、できるだけ幅広い対象とすることを念頭に事業を計画いたしました。

具体的には、先ほど申し上げましたが、全町民を対象とした地域振興券1万円分の発行のほか、水道料金基本使用料の6か月減免、学校給食費の無償化、自治会施設照明のLED化に対する補助を実施してまいります。

全町民を対象とした地域振興券1万円分の配付につきましては、大型店を含む全ての店舗で利用可能な全店共通券5,000円分と、佐用町商工会会員店舗のみで利用可能な専用券5,000円分を1冊として、世帯ごとに郵送させていただきます。送付時期につきましては、

令和8年5月下旬から、順次、送付をさせていただく予定としておりまして、使用期限は令和8年9月末を予定しております。

水道料金の基本使用料につきましては、既に、令和7年8月から令和8年1月までの6か月間、これまで減免を実施してきておりますけれども、これに加えて、新たに、令和8年4月から9月までの6か月間について、追加で減免を実施しようとするものでございます。

自治会施設照明のLED化につきましては、自治会の集会所においてLDE照明へ更新する費用を補助し、電気料金の負担軽減及び省エネの推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、健康と福祉・子育て支援の充実について申し上げます。

高齢者福祉の分野では、令和9年度からを計画期間とします「高齢者福祉計画」及び「第10期介護保険事業計画」を策定する予定といたしております。また、地域主催の敬老事業への助成、町高年クラブ事業の拡充を行うほか、認知症の方やその家族の生活支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであります「チームオレンジ」に対する運営補助金を創設いたします。

地域医療の分野では、在宅当番医制の運営委託、また、郡病院群輪番制への運営補助を引き続き実施いたしまして、救急医療に常時対応できる体制の維持に努めてまいります。

健康づくりの分野では、「第4次健康増進計画」に基づき、今後、5年間の取組を推進してまいります。本町の国民健康保険加入者では、糖尿病の受診が多いことから、重症化予防を重点的に考え、健康教室や健康相談等を通じて町民への啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

障害福祉の分野では、令和9年度から始まります「障害者福祉計画」を策定するとともに、引き続き、ひきこもりの方やその家族への支援として、相談や交流会の開催、継続的な訪問支援、居場所づくりの環境整備を進めて、社会参加の促進に努めてまいります。

子育て支援の分野では、町内に産科医療施設がないことから、町外の医療施設へ遠距離通院を余儀なくされる妊産婦の経済的・心理的負担を軽減するため、交通費の助成を開始いたします。また、県の制度を拡充いたしまして、近距離の医療施設も対象とするなど町独自の支援を実施することで、安心して出産・子育てができる体制を整備してまいります。このほか、妊婦健康診査の補助対象を拡充するほか、紙おむつ等の無償提供やクーポンの支給については、継続をしてまいります。

また、令和8年度からは、幼児教育の確保と多様化する保育ニーズに的確に对应していくため、佐用マリア幼稚園様が認定こども園へ移行することに伴いまして、町といたしましても、保育を必要とする3歳以上の副食費相当額に対する補助に加え、運営費の一部を国や県とともに支援をしてまいります。

次に、活力ある農林業の振興について、申し上げます。

農業分野では、令和7年度をもって農産物直売所・加工所の整備事業が全て完了いたしました。今後、より一層主力商品である「佐用もち大豆」の販路拡大とブランド化に取り組んでまいります。一方で、令和の米騒動によりまして、米価は高止まりで推移していることから、主食用米の作付面積は、若干、増加傾向にあり、転作作物であります大豆やそばの作付けが減少しております。こうした状況を踏まえまして、町の奨励作物であります佐用もち大豆の生産量を維持・拡大するため、生産量に応じた町の助成について、1キログラム当たり20円増額し、150円といたします。

林業分野では、災害に強い森づくりの一環として、森林環境譲与税を活用し、町有林化促進事業について1億円を確保いたしております。

次に、商工業・観光の振興について申し上げます。

観光分野では、NHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放映に伴いまして、ゆかりのある上月城跡や皆田和紙などのPR活動を行い、観光客の誘客を図ってまいります。また、南光自然観察村では、新たな利用者の獲得につなげるため、電源付きテントサイトを増設いたします。

また、子育て世代や子供たちに人気がございます「三方里山公園」の変形型（おもしろ）自転車を一部更新させていただき、町内外から来園を呼び込み、味わいの里三日月や三日月陣屋跡などの周辺の観光振興にもつなげてまいりたいと考えております。併せて、南光ひまわり祭りや、いなちくロングライドなどの人気イベントを継続して実施してまいります。

商工業分野では、引き続き、商工会等の関係団体と連携し、利子補給事業や各種補助金を活用することで、小規模事業者の事業継続・事業承継に向けた支援や、新規起業・創業支援に取り組んでまいります。

次に、教育対策・文化・生涯学習の振興について申し上げます。

教育分野では、「佐用町立学校の在り方検討委員会」において、教育環境の適正規模についての検討を進めておまして、今後、教育委員会からの提言を踏まえ、小中学校の規模適正化計画の策定を進めてまいります。

また、小学校では、計画的な児童用学習椅子の更新ですとか、特別教室等へのWi-Fi環境の整備、防犯カメラの増設など、教育環境の充実を図ってまいります。併せて、多様な学びの場を確保するため、全ての小中学校に不登校支援員を配置し、不登校傾向の児童生徒へのきめ細やかな支援を行うとともに、不登校の未然防止や早期対応につなげてまいります。

文化財の分野では、令和7年度に引き続き、三日月藩乃井野陣屋館の改修工事を実施いたします。令和8年度は、施設外周舗装の修繕などを予定いたしております。

また、令和8年度から2か年にわたり、「佐用の大イチョウ」の保存修理を実施いたします。

上月城跡につきましては、令和5年度から実施をしてまいりましたプレ調査の成果を冊子にまとめ、併せて報告会を開催する予定といたしております。

利神城跡の整備につきましては、令和7年度に策定いたしました整備基本計画に基づき、令和8年度から調査・整備を着手いたしますとともに、これに合わせて土地購入等の公有化事業を本格化してまいります。

生涯学習分野では、開館から20年以上が経過いたしまして老朽化が進んでおります「さよ文化情報センター」の大規模改修工事を実施いたします。具体的には、舞台照明のLED化、それから液晶プロジェクターの更新などを予定いたしております。

また、佐用高校で生産されております「さよたま」のブランド化など、高校との連携事業を一層充実させていくため、令和8年度から3年間、新たに「地域と高校で育む人づくりプロジェクト」を開始し、佐用高校の魅力向上と、地域に貢献できる人材の育成を目指してまいります。

スポーツ分野では、姫路市に拠点を置く女子プロバレーボールチーム「ヴィクトリーナ姫路」をお招きし、上月体育館において招待試合を行う予定といたしております。トップレベルの選手と子供たちが直接触れ合う機会を創出することで、夢や目標を持つきっかけづくりや、スポーツへの関心・意欲の向上を図ってまいります。

また、上月体育館におきます柔剣道場に空調設備を新たに整備する予定といたしております。

次に、住環境の整備と安全安心のまちづくりの推進について申し上げます。

定住環境の整備につきましては、移住希望者の多様なニーズに、よりの確にお応えする

ため、移住相談事業の運営を委託しております「合同会社佐用鹿青年部」に宅地建物取引士資格を有する調査員を配置しまして、土日・祝日にも不動産調査を行うことができる環境を整えて、空き家の有効活用を図ってまいります。

また、老朽化した危険空き家への対策を一層強化するため、略式代執行に係る経費を新たに予算計上させていただいております。

安全安心のまちづくりの推進につきましては、町の防犯体制の強化を図るため、町外へつながる主要道路や他市町との隣接地など、防犯上最低限必要な箇所において、令和8年度から3か年計画で防犯カメラを設置してまいります。

災害に強いまちづくりの推進につきましては、県内自治体で統一した被災者支援システムを導入し、被害認定調査や罹災証明書の発行状況など、各種被災者支援情報をデジタル技術に連携させることで、迅速な生活再建に向けた支援を行う体制を整備してまいります。併せて、佐用第一機動分団の車両を更新し、消防団機能の強化を図ってまいります。

道路や上下水道などインフラの維持、補修につきましては、計画的に事業を進めてまいります。

道路新設改良につきましては、町道川原町長尾線の狭小カーブの改良工事などを実施を予定しております。

橋梁の長寿命化につきましては、安全性及び機能性を確保するため、計画に基づきまして、引き続き、点検、補修工事を実施してまいります。

上下水道施設の維持管理につきましては、水道分野では、人工衛星を活用した広域漏水調査の結果を基に、水道管及び関連施設の更新を順次進めてまいります。また、下水道分野では、施設の統廃合や耐震化・耐水化事業を継続し、令和6年度末をもって廃止いたしました「佐用衛生公苑」の除却工事を実施してまいります。

地籍調査事業につきましては、事業費が約6億1,000万円と、前年度比で2億2,000万円以上の増額となっております。9地区、約14平方キロメートルについて国に要望しております。山林部においては、リモートセンシング技術を活用し、事業の進捗率向上に努めてまいります。

地域公共交通サービスにつきましては、さよさよサービスやコミュニティバスの運行、タクシー運賃助成事業を継続いたしますとともに、大学生等通学定期券購入助成金交付制度や片道切符支給制度を継続しながら、姫新線、智頭線のさらなる利用促進に取り組んでまいります。

次に、自治体DXの推進をはじめとするデジタル化施策の推進について申し上げます。

令和7年度には、公開型統合GISを導入いたしまして、利便性の向上や事務の効率化を図ってきたところでありますが、令和8年度には、新たに「書かない窓口」を導入をいたしまして、マイナンバーカード等から情報を読み取り、職員がシステムに入力することで、申請書の記入を不要とし、窓口手続におけるお客様の負担の軽減と待ち時間の短縮を図ってまいりたいと考えております。

次に、行財政基盤の強化について申し上げます。

職員定数の適正化につきましては、人件費の増加に対応しながら、第5次定員適正化計画に基づき、適正な配置を進めてまいります。

行財政改革につきましては、令和8年度から開始する第5次行財政改革大綱を策定しており、個別実施計画に基づき推進を図ってまいります。

財源の確保につきましては、物価高騰の影響や人件費の増加などにより、令和8年度の当初予算におきましては、財政調整基金を前年度と同水準の1億5,700万円を繰り入れる、非常に厳しい予算編成となっております。

合併特例債の終了を受け、新たな財源の確保や既存事業の見直しを進めておりまして、

その一環として、運用収益の向上や事業の効率化を図るため、令和8年度から町が保有する基金の一括管理を導入したいと考えております。今後も、引き続き、あらゆる事業の見直しや効率化、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、環境対策について申し上げます。

脱炭素社会及び循環型社会の形成に向けた取組につきましては、地球温暖化による気候変動への対応として、「佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、国全体の目標達成に貢献できるよう、町としても着実に進めていく必要がございます。令和8年度は、公共施設の照明のLED化を予定しておりまして、具体的には、笹ヶ丘ドーム、学校給食センター、南光支所及び久崎地区センターなどの照明設備のLED化を実施いたします。

以上のような方針に基づき編成をいたしました、令和8年度当初予算は、一般会計132億171万円、特別会計8会計合計で55億3,516万円、簡易水道事業会計19億5,720万円、下水道事業会計21億625万円、全会計合計228億32万円でございます。

以上をもちまして、令和8年度の施政方針と当初予算の主な施策についての説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明は終わりました。

議長（千種和英君） この際、お諮りしますが、議案書は予定案件として前もって、タブレット等により配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第5．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐用町一般会計補正予算 第6号（令和8年1月23日専決第1号））

議長（千種和英君） それでは日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度佐用町一般会計補正予算（第6号）、令和8年1月23日、専決第1号を議題とします。

当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、衆議院議員総選挙実施に伴う経費を計上いたしております。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に1,400万7,000円を追加し、134億1,614万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

県支出金につきましては、委託金1,400万7,000円の増額で、衆議院議員総選挙に対す

る事務費の交付金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費につきまして、選挙費 1,400 万 7,000 円の増額で、衆議院議員総選挙の経費を計上いたしております。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、承認第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 1 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第 1 号は、原案のとおり承認されました。

-
- 日程第 6．議案第 2 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第 7．議案第 4 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
日程第 8．議案第 5 号 三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について
日程第 9．議案第 6 号 上月地域特産物直売所、南光ひまわり館及び味わいの里三日月の指定管理者の指定について
日程第 10．議案第 7 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
日程第 11．議案第 8 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
日程第 12．議案第 9 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
日程第 13．議案第 10 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
日程第 14．議案第 11 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について
日程第 15．議案第 12 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
日程第 16．議案第 13 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 6 に入ります。

日程第 6 から日程第 16 までについては、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第2号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてから、日程第16、議案第13号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についての11件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

町長（江見秀樹君） ちょっとだけ待ってもらえますか。

議長（千種和英君） 休憩しましょうか。

町長（江見秀樹君） 休憩してもらえますか。

議長（千種和英君） すみません。暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

当局、説明をお願いいたします。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第2号及び第4号から第13号までにつきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

本案件につきましては、各施設の指定期間が本年3月31日をもって終了をいたしますため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として指定しようとするものでございます。

以下、議案書に従いまして、施設ごとに説明をさせていただきます。

なお、指定期間につきましては、いずれの施設も、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

まず、議案第2号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町佐用3043番地1、佐用町商工会会長、古川貢（ふるかわ みつぐ）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第4号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町口長谷580番地、長谷地域づくり協議会会長、松本正博（まつもと まさひろ）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第5号、三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町大畑、南広自治会自治会長、山本秀幸（やまもと ひでゆき）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第6号、上月地域特産物直売所、南光ひまわり館及び味わいの里三日月の指

定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町乃井野 1266 番地、株式会社元気工房さよう代表取締役、衣笠俊博（きぬがさ としひろ）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第 7 号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町大木谷、乙大木谷自治会自治会長、清水英之（しみず ひでゆき）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第 8 号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町福中、田和自治会自治会長、小林千嘉夫（こばやし ちかお）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第 9 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町西新宿、西新宿自治会自治会長、三枝正雄（みえだ まさお）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第 10 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町山脇 1129 番地、近畿農産資材株式会社代表取締役、西 威誠（にし いせい）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第 11 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町乃井野 1674 番地 42、テノン合同会社代表社員、關野央也（せきの ひろや）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第 12 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町船越 617 番地、NPO 法人こどもとむしの会理事長、松岡弘幸（まつおか ひろゆき）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第 13 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町平福 138 番地 8、平福地域づくり協議会会長、中野直樹（なかの なおき）氏を引き続き指定したいと考えております。

以上、議案第 2 号及び第 4 号から第 13 号まで、各施設の指定管理者の指定についての提案説明をさせていただきました。ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 2 号及び議案第 4 号から議案第 13 号までの 11 件については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 6、議案第 2 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第2号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第4号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより、議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第5号、三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） ほっとちゃん、人もどんどん減ってきておると思うんですけど、そこらへんの中身の内容について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（千種和英君） 稲田三日月支所長。

三日月支所長（稲田俊美君） ここの施設につきましては、今も説明もありましたように、南広の自治会長、南広のほうに指定管理を出しているんですけども、今、使われているのが、ふれあい喫茶と、あと百歳体操というので使っていただいていますので、引き続き、指定管理をお願いしたいと思っております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 人も減ってきて、そういうことで、使用されておると聞きましたけれど、それが参加人員とか、そういうようなのは、幾らぐらいの人が参加しておりますか。

〔三日月支所長「少々お待ちください」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） しばらくお待ちください。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（千種和英君） 稲田三日月支所長。

三日月支所長（稲田俊美君） すみません、お待たせいたしました。
資料あるんですけど、ちょっと、後ほど、お答えさせていただいてよろしいでしょうか。
すみません。お時間いただきまして。

議長（千種和英君） 岡本議員、後ほどでよろしいですか。
ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 5 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 9、議案第 6 号、上月地域特産物直売所、南光ひまわり館、及び味わいの里三日月の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第6号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第7号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。これより議案第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第7号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第8号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 7号も関係しておるかと思うんですけど、交流して、部外、いわゆる町外の方たちがお見えになって、どのぐらいな、どう言うんですか人が来たり、そして、どういうことでやっていっておるかということが分かれば教えていただきたいと思えます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

棚田交流施設ということで、これ平成のはじめの頃、平成10年前後に県の補助金をいただきながら事業化されたもので、その結果、ソフト事業として、地域に都市住民の方にお越しいただいて、棚田の保全であったり、草刈りの維持管理から、それと、耕運機なり農機具も整備していただきましたので、そういったものを使って、耕作放棄対策と言いますか、農業体験、そういったことをしていただいております。

その当時から、今まで、ずっと継続して活動のほうをしていただいております。

ただ、参加者の数的には、当初はかなりたくさんの方でにぎわっておったんですけども、

それも、やはり年々減ってきて、なかなか新しく参加していただけるっていう方も少なく、継続的に棚田ボランティアとしてお手伝いいただいておりますというのが現状でございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

11 番（岡本義次君） はい。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 8 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 8 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 9 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 9 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 9 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 10 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6 番（金澤孝良君） JA から移行されて、何年かたつわけなんですけれども、運営状況、多分、うまいことやっておられるから、今回も指定されたと思うんですけれども、地元とのトラブルという言い方おかしいんですけれども、十分に話し合いができながら、十分にやっただいておるのでしょうか。ちょっと、その状況が、僕も分かりませんので、お願いできたらと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

地元におかれましては、公害防止委員会ということで、年に一度は皆さん委員の方、集まっただいて現場の監視。それと、それとは別に、末包自治会の皆さんで、現地のほうも確認していただいて、その管理状況等を十分に確認をしております。その結果、何らトラブルもなく、地元とは良好な関係で事業のほうを実施させていただいておるというふうに認識しております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） そのことで、西さんが一生懸命やられておるのは承知しておりますけれど、何か、竹を牛糞と混ぜてやっておられるということでございますが、竹が山のほう、どんどん繁茂しまして、みんな困っておるような状態ですので、そのやつは、そういうやつを、一緒に牛糞と混ぜてされるということは、大変いいことだと思うんですけど、そこらへんについては、何か、もう少し詳しいものがあれば教えていただきたいと思いません。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、竹に関しては、乳酸発酵が非常に高いということで、堆肥にするには適しているということは承知はしておりますけれども、この土づくりセンターでは、竹を混ぜて堆肥化しておるというようなことはございませんで、今後やるとしても、ひとつ取り組んでもいいかも分からないんですけれども、なかなか竹の材料を集めてきて、要はパウダーにして、提供していただける、そういったことが、なかなか、その事業者の方おられたらいいんですけども、今後、活用できるようであれば、1つの考え方かなとは思っておりますが、今時点では実施はしておりません。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 10 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 11 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 11 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 12 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 昆虫館が指定されて、どうのこうの言うんじゃないんですけど、そのどう言うんですか、町外の方も含めて、どれぐらいの方がご利用されておるのか、もう少し、詳しく分かれば教えていただきたいと思います。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） お答えします。

昆虫館の利用につきましては、ご存じのとおり、今の平成 21 年 4 月から NPO 法人こどもとむしの会の指定管理者として、新たに、佐用町昆虫館として開館しておるところですが、利用人数といたしましては、コロナ前の水準に戻ってきておまして、コロナ中は 3,750 人まで落ち込んだところ、現在、昨年ですが、令和 6 年度におきましては、5,114 人というような人数で、ここ 2 年ほどは、そういった水準でお客様が来ていただいております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

11 番（岡本義次君） はい。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 12 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 13 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 郷土館ですけれども、見ているところ、あまり入館者が少ないんじゃないかという感じがしています。近年の入館者の状況と、それから展示替えですね、いつ頃されたのか、また、される予定があるのかお聞きします。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

入館者数についてのご報告ですが、コロナ前に 2019 年なんです、292 人のご利用がご

ございました。それで、昨年につきましては、390人というような利用。その前の年、令和5年は317人といたしまして、コロナ前の入館者数以上には戻って来てはおります。

それで、展示品なんですけど、今、平福において出土と言いますか、集められた民具等の展示をしておるわけです。

それから、特に、平福町内から出土した考古遺物の展示パネルもしております。

それから、当然ながら、利神城の展示パネル。

それから、そこから出土しました瓦であるとか土器、そういったもの。

それから、利神城の模型も置かせていただいておりますし、令和2年から4年に工事をしました、そういった展示パネルもしております。

議員がご指摘いただいておりますような、その模様替えですね、そういったことも、今、事務局と併せて、指定管理者である平福の方と、ちょっと、話をしながら、模様替えも必要だということは分かっておりますので、できるだけ早いうちに、また、模様替えができるようなことを考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第13号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第13号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第3号 佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について

日程第18. 議案第14号 養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第17に入ります。

日程第17及び日程第18については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第3号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について及び、日程第18、議案第14号、養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、高見寛治議員の退席を求めます。

〔高見君 退場〕

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第3号及び第14号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

本案件につきましても各施設の指定期間が本年3月31日をもって終了をいたしますので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として指定しようとするものでございます。

以下、議案書に従いまして、施設ごとに、ご説明申し上げます。

なお、指定期間については、いずれの施設も、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

まず、議案第3号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町東徳久1946番地、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会会長、井上洋文（いのうえ ひろふみ）氏を指定したいと考えております。

次に、議案第14号、養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定についてでございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町東徳久1946番地、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会会長、井上洋文（いのうえ ひろふみ）氏を指定したいと考えております。

以上、議案第3号及び議案第14号の施設の指定管理者の指定についての提案説明とさせていただきます。

ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第3号及び議案第14号の2件については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第17、議案第3号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第3号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、議案第14号、養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） お年寄りの方が増えてきておまして、その朝霧園も、どんな状況で、町外の人とかもいらっしゃるかと思うんですけど、そこらへんの中身について、もう少し教えていただきたいと思います。

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

朝霧園は、経済的な理由や生活環境から自宅での生活が難しい高齢者が自立した生活を送れるように支援することを目的とした施設となっております。

ですから、通常の、いろいろ高齢者施設とは、また、違った目的を持っております。今現在35名ぐらいの方が入所されておりますが、町外の方は3人おられます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

11番（岡本義次君） はい。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第14号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第14号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

ここで、高見寛治議員の入場を許可します。

〔高見議員入場〕

議長（千種和英君） ここで、高見寛治議員にお知らせします。議案第3号及び議案第14

号については、ただ今、原案のとおり可決されましたので報告しておきます。

日程第 19. 議案第 15 号 上月歴史資料館の指定管理者の指定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 19、議案第 15 号、上月歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、山本幹雄議員の退席を求めます。

〔山本議員退場〕

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました上月歴史資料館の指定管理者の指定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本案件につきましても当該施設の指定期間が本年 3 月 31 日をもって満了するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

本施設の指定管理者といたしまして、佐用町上月 373 番地、皆田和紙保存会会長、山本幹雄（やまもと みきお）氏を指定したいと考えております。

以上、議案第 15 号の指定管理者の指定についての提案説明とさせていただきます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 15 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されま

した。

ここで、山本幹雄議員の入場を許可します。

〔山本議員入場〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員にお知らせします。議案第 15 号については、ただ今、原案のとおり可決されましたので報告しておきます。

議長（千種和英君） ここで、先ほどの議案第 5 号、三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について、先ほど、岡本義次議員の質疑について、当局の説明がまだでしたので、稲田三日月支所長より説明を受けたいと思います。
稲田三日月支所長。

三日月支所長（稲田俊美君） どうもすみません。お答えが遅くなりまして。
令和 7 年分については、まだ、ちょっと、はっきり出ていないんですけども、令和 6 年度の実績としまして、あそこの施設には部屋が 5 個あるんですけども、年間で大体 39 回使用されていまして、利用人数については 322 人の利用となっております。
令和 5 年度も同じように 38 回、年間使用はされております。
以上です。すみませんでした。

議長（千種和英君） よろしいですか。
はい、次に、進ませていただきます。

日程第 20. 議案第 16 号 町有財産の貸付けについて（旧江川保育園跡地）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 20、議案第 16 号、町有財産の貸付けについて（旧江川保育園跡地）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 16 号、旧江川保育園跡地の貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

学校等跡地の無償貸付期間終了後の貸付につきましては、建物の貸付料は、維持管理を利活用者の費用で行うため、引き続き、建物は無償とし、土地の貸付料は、雇用の場の確保や地域の活性化への貢献に取り組んでいただいている事業者を支援するという趣旨で、固定資産税評価額をもとに算定した額の 5 割を減額した金額を貸付料とさせていただくことは、昨年 10 月の全員協議会において報告をさせていただき、また、12 月議会におきましては、10 年が経過をいたしました旧中安小学校跡地について、本条件にて議決をいただきましたところでございます。

このたび、旧江川保育園跡地におきまして、令和 8 年 3 月末を持って 10 年間の無償貸付期間が終了するにあたり、貸付けに向けた協議が整いましたので、議案を上程させていただいた次第でございます。

貸付先は引き続き、SAN TAKEMOTO (サン タケモト)、竹本龍生 (たけもと りゅうせい) 氏で、これまでの事業内容と同じく、主に、皮革製品の制作・販売の用途として活用されます。

貸付け物件の所在地は、佐用町豊福 80 番地 2 で、土地は 1,338 平方メートル、建物は鉄骨造平屋建て、床面積 429 平方メートルの旧園舎と、同じく鉄骨造平屋建て、床面積 19.2 平方メートルの倉庫となっております。

貸付料につきましては、建物部分は無償とし、土地については、評価額及び貸付面積等から算定した 15 万 9,570 円から 5 割を減額した年額 7 万 9,785 円とさせていただいております。

貸付期間は、1 年間の契約といたしますが、お互いに異議がなければ、最大で令和 17 年度末まで延長できるものとします。

以上、無償及び減額により貸付けを行うものでありますことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、議会の議決を求めます。

ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長 (千種和英君) 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長 (千種和英君) ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長 (千種和英君) ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 16 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長 (千種和英君) 挙手、全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 17 号 過疎地域持続的発展計画の変更について

議長 (千種和英君) 続いて、日程第 21、議案第 17 号、過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

[町長 江見秀樹君 登壇]

町長 (江見秀樹君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、過疎地域持

持続的発展計画の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

過疎地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するための法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されまして、令和13年3月31日までの10年間の期限となっております。過疎計画は前期5年、後期5年で策定することとなっております。今回は、前期に策定をいたしました計画について、数値等の時点修正及び予定している事業の追加・更新・修正を行い、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの後期5年間の計画期間としたものに変更するものでございます。

ご承知のとおり、過疎計画におきましては、計画を策定した自治体に対し、交付税措置を受けることのできる過疎対策事業債の発行ですとか、固定資産税の課税免除に伴う減収補てん措置などの財源措置がなされるものでございます。

後期計画における主な変更点としましては、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成において、佐用高等学校連携事業の追加、産業の振興においては、事業継続・事業承継支援事業の追加、地域における情報化につきましては、公開型統合GIS機能追加事業、書かない窓口システム導入事業、キャッシュレス決済拡張事業の追加、また、生活環境の整備においては、にしはりまクリーンセンター大規模改修事業の追加、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の面におきましては、育児・子育て支援助成事業、園児へのおむつ等配布事業及び子ども・子育て施設給食費補助事業等の追加をしております。

過疎対策事業債の配分には限りがございますが、計画に記載のない事業に対しては交付税措置を受けることができないということになっておりますため、既に実施している事業も含めて幅広く計画に盛り込んだところでございます。

これらを踏まえて変更した計画案について、パブリックコメント及び県との事前協議を行っておりまして、その結果について、ご報告をいたしますと、パブリックコメントについては、1月下旬から2月上旬に実施をいたしましたが、ご意見の提出はございませんでした。

また、県との事前協議につきましては、前期計画からの時点修正が主たる変更点ということもあり、大きな指摘はございませんでした。

以上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） これしてもらいました、基本方針として、12ページだったかな、「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源を活用した地域活力の向上」など過疎地域が目指すべき、地域における持続的発展という目的にも直結するものであるため、これを本計画の基本方針とするとあるんですけども、この基本方針ですけども、今、進めている縮充の取組との関連において、この計画との整合性というんですか、関連等について、意見があれば、お聞かせ願います。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） お答えいたします。

児玉議員も、よくご承知いただいていると思いますが、この過疎計画については、定期的に、この見直しが入るものでございます。

先ほども申し上げましたが、過疎債や固定資産税の減免措置を受けるために幅広に掲載しているものでございます。

先ほど言われた総括的な考え方の部分においては、私自身は、この今回、佐用町が今現在取組を進めようとしている縮充のまちづくりと、今、児玉議員がおっしゃった基本の理念というのは、何らあっていないというような、齟齬があるようなことだというふうには、私には読めませんが、ちょっと、質疑の意図が、よく分かりにくいんですが、私は、別に齟齬があるようには感じておりません。はい、以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

7 番（児玉雅善君） はい、結構です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 18 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 23. 議案第 19 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 22 に入ります。

日程第 22 及び、日程第 23 については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 22、議案第 18 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

て及び、日程第 23、議案第 19 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての 2 件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、第 19 号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきまして、一括議題とされましたので、提案のご説明を申し上げます。

辺地総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆる、辺地法に基づき、辺地とその他の地域間における生活文化水準の格差是正を図るために、辺地を包括する市町村が策定する計画でありまして、この計画に基づいて行う公共的施設の整備に対しましては、辺地対策事業債の発行という財政上の特別措置が認められるものでございます。

辺地対策事業債は、国の予算枠には限りがあるものの、交付税措置率 8 割という、大変有利な地方債でございまして、佐用町では、合併特例事業債の制度の終了や過疎対策事業債の配分額が限られる中で、少しでも財源を確保するべく、辺地総合整備計画を策定して、辺地債の活用を図っているところでございます。

令和 7 年度現在、佐用町には、辺地法に基づいて認定された 33 の辺地がございまして、今年度、新たに、口長谷辺地、奥金近辺地、奥長谷辺地、延吉辺地、若洲・上石井辺地、大木谷・西河内辺地、福吉・南中山・福中辺地、南広辺地の 8 の辺地におきまして、水道施設更新事業及び道路・橋梁修繕事業についての計画策定を行うことに加えまして、既に策定した計画のうち、12 の辺地に係る水道施設更新事業及び道路・橋梁修繕事業におきまして、新たな事業や工事内容の追加による計画期間の延長、事業費の増減等について計画変更を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、新規に策定する計画としましては、口長谷辺地、奥長谷辺地、延吉辺地においては、電気計装機器更新工事を、奥金近辺地におきましては、上水道管更新工事及び電気計装盤等更新工事を、若洲・上石井辺地、大木谷・西河内辺地におきましては、橋梁修繕工事を、福吉・南中山・福中辺地におきましては、舗装修繕工事及び舗装新設工事を、南広辺地におきましては、舗装修繕工事及び道路改良工事を計画いたしております。

変更する計画といたしましては、平福辺地において、上水道管更新工事の追加による事業費の増額及び橋梁修繕工事の延期による計画期間の延長。水根・下石井辺地におきまして、水路修繕工事の延期による計画期間の延長。奥海辺地におきまして、道路修繕工事の追加による事業費の増額及び計画期間の延長。海内・桑野辺地におきまして、水道施設電気計装機器更新工事の事業費の増額及び工事延期による計画期間の延長。豊福・平谷・淀辺地において、道路修繕工事の追加による計画期間の延長及び事業実績による計画事業費の減額。大垣内辺地において、管路更新工事に伴う舗装復旧工事の追加及び道路修繕工事の追加による事業費の増額及び計画期間の延長。金子辺地において、水道施設電気計装機器更新工事の事業実績による計画事業費の減額及び舗装復旧工事の追加による計画期間の延長。西大畠辺地におきまして、橋梁修繕工事の削除による計画事業費の減額及び計画期間の短縮。上秋里・西新宿辺地におきまして、道路修繕工事追加による事業費の増額及び計画期間の延長。大酒辺地におきまして、道路修繕工事の事業実績による計画事業費の減額。船越辺地において、水道施設の加圧ポンプ及び薬注ポンプ更新工事、橋梁修繕工事の追加による事業費の増額及び計画期間の延長。真宗辺地における橋梁修繕工事の事業費増

額による変更を行います。

これにより、本町の辺地計画は、昨年度で終了したものを除くと 22 の辺地で計画を策定しておりますが、計画は町の事業計画に合わせて、来年度以降も、毎年度、随時、更新をしていく予定でありまして、今後も継続的に辺地債等の活用を図っていききたいというふうに考えております。

なお、上程した計画案は全て辺地法に基づき、県との事前協議が済んでおりまして、今後、町議会の議決を経ていただければ、国に正式に提出をさせていただく予定となっております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 18 号及び、議案第 19 号の 2 件については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 22、議案第 18 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長が述べられました中で、大垣内のところが反橋さんとおこのお家、2、3 軒あるんですけど、そこまでと、それから、この間も新宿の中でも、やっぱり、そういうふうに新しく、多分、上水道じゃないかと思うんですけど、ずっと、工事がしてありました。そこらへんについては、その工事が、どう言うんですか、下水道か上水道かも含めて、その中身的に少し分かれば教えていただきたいなと思います。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） はい。

9 番（小林裕和君） 今の質疑は、変更の質疑、19 号で、今、

議長（千種和英君） 今、18 号。

9 番（小林裕和君） 今、18 号ですよ。今の質疑は 19 号の関連じゃないですか。

議長（千種和英君） 今は、18 号の質疑ですので。

11 番（岡本義次君） ほな、19 号で聞きますは。

議長（千種和英君） それでは、先ほどの質疑に関しましては…します。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 23、議案第 19 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今さっき述べさせていただきました大垣内の分で、下からずっと、反橋さんのところまで工事がしてありました。
そして、また、新宿のところにおきましても、町の中ずっと工事で、それが、されておりました。これらについても、やはり上水道でやっておるかどうか、そこらへんも含めて、ちょっと、知らせていただきたいと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 大垣内につきましては、議員おっしゃるように、この辺地債で水道管のほうの更新工事を行っております。
この変更というのは、今年度、8 年度、管のほうの工事は終わりましたので、今度、舗装工事を追加で挙げております。
それから、新宿のほうは、この辺地計画にはのっておりませんので、あれも上水道管の更新工事、主には簡易水道事業債をつくった工事で行っております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

11 番（岡本義次君） 分かりました。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 19 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午前 11 時 15 分とさせていただきます。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 24. 議案第 20 号 工事請負契約の変更について（佐用町学校給食センター厨房機器更新工事）

議長（千種和英君） 続いて日程第 24、議案第 20 号、工事請負契約の変更について（佐用町学校給食センター厨房機器更新工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 20 号、佐用町学校給食センター厨房機器更新工事に係る工事請負契約の変更につきまして、提案の説明を申し上げます。

本案件は、令和 7 年 6 月議会でご承認をいただきました、佐用町学校給食センター厨房機器更新工事に係る契約額を増額変更しようとするものでございます。

この工事は、学校給食センターの厨房機器につきまして、電気式連続炊飯ライン機器の部品が製造中止になることを受けて、老朽化している主要な厨房機器もあわせて更新するための工事でございます。

当初の計画では、魚など焼き物や蒸し物に使用するコンビオープン 2 台を 1 年に 1 台ずつ更新する予定としておりましたが、工事に当たって、内部点検した結果、機械部分の錆と温度計のエラー等が確認されたこと、また、電気配線が連動していることが分かったため、2 台とも同時に更新する必要が生じ、安全安心な給食提供のため追加の変更を行うものでございます。

この変更によりまして、消費税及び地方消費税を含む契約金額 7,700 万円を 418 万円増

額し、8,118万円に変更しようとするものでございます。

つきましては、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 厨房機器を更新するということでございますけれど、これは、どう言うんですか、まるっきりさらにして、そして、その古いやつについては、どのような格好で処分されるんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼いたします。

このたび上程させていただいた分については、6月議会において承認いただいた分の追加工事をお願いしているわけなんですけれども、処分につきましては、当然ながら、当初からしています随契業者によって、新設等同時に撤去作業も併せてさせていただき段取りとなっております。はい。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 撤去作業の業者が、それを引き取るというふうに解釈したらいいんですか。そのまま。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） それら込みで仕様に入れておりまして、させていただいております。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 20 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 議案第 21 号 工事請負契約の変更について（ふれあい町民プール大規模改修工事）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 25、議案第 21 号、工事請負契約の変更について（ふれあい町民プール大規模改修工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 21 号、佐用町ふれあい町民プール大規模改修工事に係る、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本工事に係る工事請負契約は、昨年 6 月定例会におきまして、承認いただいておりますが、本議会において、その契約額を増額変更しようとするものでございます。

主な内容といたしましては、工事を進める途中で、天井裏や設備内部など、当初時には予測できなかった劣化が判明した部分がございます。利用者の安全確保と施設の長寿命化を図るため、これらの追加対応が必要となったものでございます。

具体的には、天井裏鉄骨部のウレタンの劣化部の撤去、並びに現場発泡ウレタン吹きつけ。

天井内の腐食による配管・ダクト等の換気設備の取換え。

また、劣化の激しい東側駐車場のアスファルト舗装の追加などがございます。

これらの工事内容の変更によりまして、現在の契約額 2 億 790 万円に 2,394 万 1,500 円を増額し、2 億 3,184 万 1,500 円に変更契約しようとするものでございます。

以上、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 22 号 第 4 次佐用町健康増進計画、第 4 次佐用町食育推進計画及び第 3 次佐用町自殺対策計画の策定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 26、議案第 22 号、第 4 次佐用町健康増進計画、第 4 次佐用町食育推進計画及び第 3 次佐用町自殺対策計画の策定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 22 号、第 4 次佐用町健康増進計画、第 4 次佐用町食育推進計画及び第 3 次佐用町自殺対策計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現行の佐用町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画は、3つの計画を「健康さよう 21」として一体的に推進しており、本年度末をもって、5年間の現計画期間が終了いたします。

つきましては、令和 6 年に改正されました、国の「健康日本 21」をはじめとする国や県の上位計画との整合性も図った上で、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年を計画期間といたします、次期、健康さよう 21、第 4 次佐用町健康増進計画、第 4 次佐用町食育推進計画及び第 3 次佐用町自殺対策計画を策定しようとするものでございます。

計画の策定に当たりましては、健康と食育に関するアンケートの実施、また、佐用町保健対策推進協議会における協議、そして、パブリックコメントの実施等を経て、このほど計画案の策定に至ったところでございます。

つきましては、佐用町議会基本条例第 8 条第 3 号の規定によりまして、議案書添付の 3 つの計画案につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 22 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としていますが、議案第 22 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 27. 議案第 23 号 佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 27、議案第 23 号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

[町長 江見秀樹君 登壇]

町長（江見秀樹君） ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法において、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達をデジタル化することとされたことから、町の行政手続条例における聴聞等の通知に係る公示送達についてもデジタル化を行うために、所要の改正を行うものでございます。

現在、聴聞等の通知に係る公示送達につきましては、掲示場に掲示することとされておりますが、本改正により、インターネットによる公示方法及び引き続き書面を掲示場に掲示する方法又はパソコンの画面上に公示事項を表示し、閲覧させる方法によって行うことが可能となるものでございます。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 23 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり、可決されました。

日程第 28. 議案第 24 号 佐用町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 28、議案第 24 号、佐用町地域福祉基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） ただ今、上程をいただきました議案第 24 号、佐用町地域福祉基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和 8 年度から開始する基金の一括管理の運用に当たりまして、管理に関する条文を他の基金条例と同じ内容・表現にそろえ、条例間の整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

基金の一括管理におきましては、基金に属する現金について、安全性を最優先としつつ、効率的な運用を図ることとしておりまして、その運用方法を他の基金と同様に扱う必要があるため、基金に属する現金を必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる旨の規定を明記するものでございます。

以上、佐用町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） この基金についてですけれど、年度途中の増減とか決算の資料を見ても変更がないんですけれど、現状は、どのような状況になっているのか伺います。

[総務課長 挙手]

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） この基金の運用につきましては、運用益、要するに利息ですね、利息を社会福祉の関係に使用するというような基金でございます。本来でしたら、利息を基金に積み立てるところではございますけれども、その利息については、社会福祉協議会のほうに、毎年、お支払いをしているということでございます。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ちなみに、直近の利息分というか、社協のほうに出されたのは幾らぐらいありますか。

[総務課長 挙手]

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） 今年度の、この3月で補正をさせていただきますので、その予算ベースでお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。
その予算ベースで言いますと、408万4,000円。400万強でございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第24号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第24号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第25号 佐用町地域活性化事業基金条例等を廃止する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第29、議案第25号、佐用町地域活性化事業基金条例等を廃止する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 25 号、佐用町地域活性化事業基金条例等を廃止する条例につきまして、提案の説明を申し上げます。

この条例は、佐用町地域活性化事業基金条例、佐用町土地開発基金条例、佐用町営住宅等施設整備基金条例及び佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の 4 条例を廃止するものでございます。

まず、佐用町地域活性化事業基金についてでございます。

当該基金は、旧佐用町におきまして地域活性化施設の整備費用の財源とするために設立されたものでありまして、対象施設でございます「道の駅宿場町ひらふく」、「ゆう・あい・いしい」、「奥海オートキャンプ場」及び「海内若杉館」の 4 施設において生じた収益を積み立て、施設の維持管理費や運営費の赤字補填などの財源として活用してまいりました。

これまでに、先ほど申し上げた各施設分の残高は、順次、取り崩しておりまして、現在は「奥海オートキャンプ場」分の残高のみが残っている状況でございます。

しかしながら、令和 7 年度をもちまして、その奥海オートキャンプ場分の基金につきましても全額を取り崩す見込みでございますので、今後、新たな積立てを行う予定がないことから、本基金を廃止しようとするものでございます。

次に、佐用町土地開発基金についてでございます。

当該基金は、公用地及び公共用地、その他公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得することを目的として設置されたものでございまして、姫鳥線盛土場用地の先行取得の財源として活用した実績が、過去にはございます。

しかしながら、今後、土地の先行取得を必要とする事業を実施する見込みがないことから、基金を活用する見込みはない状況でございます。

このため、当該基金に積み立てている資金を、土地取得費用を含めた公共施設の整備に活用できる公共施設等整備基金へ編入し、資金のより効果的な活用を図るため、令和 7 年度をもって本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、佐用町営住宅等施設整備基金についてでございます。

当該基金は、町営住宅及び町営改良住宅の整備費などの財源に充てることを目的として設置されたものでございまして、平成 23 年度には、河川災害復旧事業に伴う町営久崎団地用地の売却金約 5,700 万円を積み立てるなど、町営住宅等の整備に備えてまいりました。

しかしながら、人口減少等に伴う住宅需要の減少によりまして、町営住宅の空き部屋が増加し、一部では政策空き家として管理している状況でございます。今後、大規模な整備を実施する見込みはないことから、当該基金を有効に活用する見込みはない状況でございます。

このため、当該基金に積み立てている資金を、町営住宅を含めた公共施設全般の整備に活用できる公共施設等整備基金へ編入し、資金のより効果的な活用を図るため、令和 7 年度末をもって本条例を廃止しようとするものでございます。

最後に、佐用町災害遺児等修学・生活支援基金についてでございます。

当該基金は、平成 21 年台風第 9 号災害により被災された遺児の就学及び生活の安定を支援することを目的として設立したものでございまして、これまで規則に基づき対象者への支援を行ってまいりました。

しかしながら、規則に定める対象年齢の上限を全て経過をされまして、今後、基金の活用を行う見込みがないことから、令和 7 年度をもって本条例を廃止しようとするものでござ

ございます。

なお、当該基金の残額につきましては、佐用町災害復興基金へ編入し、今後の自然災害等における復旧・復興事業の財源として活用してまいりたいと考えております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 25 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30. 議案第 26 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて日程第 30、議案第 26 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） ただ今、上程をいただきました議案第 26 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、佐用町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、最近における社会経済情勢に鑑み、非常備消防団員や消防作業従事者等が、公務により死亡または負傷した場合等に支払われる損害補償基礎額の改正を行うものでございます。

以上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

町長（江見秀樹君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 公務災害で補償ということでございますけれど、その補償の内容については、新しく入った人とか、また、古い人も含めて同じ金額でいかれるのでしょうか。そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをいたします。
途中に保険に入られた方についても同じ額で補償対象となります。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31. 議案第 27 号 佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 31、議案第 27 号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 27 号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

改正の主な目的は、佐用町笹ヶ丘荘の宿泊料等の料金を改定することによりまして、施設の安定的な経営の一助とするために、条例の一部を改正するものでございます。

まず、現行条例では、使用料について「別表第 1 のとおりとする」とのみ規定をいたしておりましたが、改正後は、消費税及び地方消費税の計算方法を条文上で明記するというものでございます。これは将来の新たな消費税率改定等を考慮いたしまして、使用料の表記につきましては、従来の内税方式から外税方式に改正するものでございます。

次に、宿泊料につきましては、バス・トイレ付きの和室で各利用人数 500 円の増額、バス・トイレ付きの洋室で各利用人数 100 円の増額。バス・トイレなしの和室では、別表上では増減はございませんが、消費税及び地方消費税の計算により改正前よりも増額となります。ログハウスでは別表上は 1,200 円から 1,800 円の減額となりますが、先ほどと同様に、消費税及び地方消費税の計算により改正前と同額としております。

また、子供料金の表記を、分かりやすく「小学生」と明確化をいたしております。

休憩料については、3 時間までの 2,200 円を 3,000 円へ、5 時間までの 3,300 円を 5,000 円へ、入浴料については、大人 500 円を 600 円へ、子供 200 円を 300 円へ改定をいたしております。

会議室料につきましては、料金体系を簡素化し、室名を整理させていただいております。いたします。

また、現行条例にごございました展示会、結婚式、飲食消費額による休憩料の免除規定などは、利用実態を踏まえて削除をいたしております。

この改正は、利用者への周知期間を確保するとともに、夏の時期、夏季の繁忙期を避けて、秋からの新料金適用とさせていただきたいので、令和 8 年 9 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。ご承認を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） まず、この料金改定によりまして、営業収入面で、どの程度の増額を、全体で見込まれているのか、その点をお聞きします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

今回、宿泊料、それから、お風呂の入浴料等改正をさせていただいております。

この改正によりまして、約 450 万円の増額を見込んでおります。以上でございます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 申し訳ございません。

これは、一応、1年通した改正の見込みという額で、よろしくお願ひします。1年間の450万円の増額見込みということでございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） すみません。

同じ料金の引上げのことなんですけれど、増減額、事前に説明を受けた時に、その消費税分を外税にしていることだったので、今、説明でありましたので、引上げ額が1割であったり、そうでなかったり、いろいろ金額のばらつきがあったので、まず1つは、その引き上げる根拠いうんですか、その料金のこの金額にした意味ですけれど、その点を、ちょっと、説明加えていただけますか。いろいろこう、部屋によったりして違いがありますので。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

現行の料金でございましたけれども、例えば、バス・トイレ付きだったりとか、そういった有り無しというような分がございます。そのあたり、バランスよく、そういった整合を図るために料金の差をつけたということでございます。

それから、この改定の金額、本来であれば、近隣市町の、そういった宿泊施設、かなり高騰しているというところで、金額的には、もう少し上げたほうがいいというふうな話もあったんですけども、施設のなところもございまして、かなり古い施設でございまして、あまりにも高い金額では、なかなか集客を見込めないというふうなこともございまして、こういった最低限の金額の増額といった形にさせていただいております。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 引き上げる金額は、そんなに多くないんだという説明なんですけれ

ども、この先ほどの前の議員の質疑の中で、この料金を引き上げることに伴って増額する金額を450万円、年間を通してと言う説明でありました。事前にいただいた資料を、ちょっと、見たんですけれども、その根拠は、従前の、今まで利用されている方が同じで、料金だけが上がるから、その分が増えるというふうな計算になるのでしょうか。利用者数は変更なく、増えるのではなくて、同じで、前年度と一緒に、金額が上がることによって増額するという、そういう見込みで上げられているのか、ちょっと、そこ確認したいんです。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

令和6年度の実績の利用者数によりまして、この数字を出しておりますけれども、当然、利用者が減るといふような見込みもございますので、9掛けというふうな形の数字で、これを出しております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） 小林裕和議員。

9番（小林裕和君） この改正は、全員協議会で説明があったと思うんです。

それで、その時に、全体で増える額、800万か850万という話を、説明を聞いたと思うんですけれども、今、課長の答弁では400何ぼで半額になっておるので、いわゆる9月1日からやから、800万円が半額だったのかなという解釈をしたんですけれども、1年間を通してという発言がされたので、ちょっと、そのへん確認だけなんですけれども、どちらが正しいのか教えていただきたいと思います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 申し訳ございません。

今、ご報告させていただいた分は、宿泊料等の改定でございます。その分については450万円。

それと、今のちょっと報告では漏れておりますけれども、宴会コース等の料金、そういったものも、今、見直しました、その部分が年間に170万円、それから、月曜日、休館日にさせていただくという全員協議会でも報告ありましたけれども、その時の削減見込みというところが230万円減額ということでございまして、トータル的に850万円を最終的には、そういった効果があるといった形で見込んでおります。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 全協でも説明があり、質疑もさせていただきました。

その笹ヶ丘荘の公的な宿泊施設の宿命のようなものがあると思うんですけども、赤字より黒字になったほうがいい。黒字をどう確保していくかと。

しかし、今、改正して、料金を上げて、これでは黒字には当然ならないわけですね。

だから、そしたら、その公的な宿泊施設の、この笹ヶ丘荘の任務というか、そんなものを、どこかで、きちんと、やっぱり議論をしていくことが必要ではないかなと。

私は、拠点施設を守りたいと、拠点施設としての笹ヶ丘荘を守りたいと思うんですけども、そうした時に、赤字は仕方ないと、赤字は仕方ないというふうを考えるのか、あるいは、私は、こういうふうと思うんですけども、サッカー合宿なんかでも、何年も営業努力をされて、阪神間の小学生、中学生がたくさん利用されていると、これは、佐用町のファンづくりということで、大いに貢献していると、だから、ここは子供ですから、高い料金にできない。で、その収入、大人の宿泊と比べて売上げは減るわけですけども、その考え方を、きちんと、やっぱり我々は持って、ファンづくりに貢献しているんだと、だから、そういう宿泊施設なんだというふうなところが1点、まず、大事ななというふうと思うんですけども、ただ、その前に前提として、稼働率を、どうやったら上げられるかと、稼働率を、例えば、冬の時期、閑散期とゴールデンウィークとか夏休みの繁忙期との宿泊等の稼働率の状況が、かなり違うというふうと思うんですけども、経営戦略で、これから考えていくということ、この間も言われていましたけれども、そんな2点の点について、今後、議論をしていかないといけないということなんですけれども、少し一端をお示ししていただければなというふう思うんですが、いかがでしょう。

議長（千種和英君） 質疑の内容が複雑だったんですけど、大丈夫ですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） お答えします。

先般も、少し、その一端という部分はお話しさせていただいたかと思うんですけども、今、廣利議員がおっしゃったように、何とか守っていきたいという考えは、これ、私も全く同じでございます。

ただ、今回、提案させていただいているように、赤字は仕方ないと、なかなか、そこまでは、私、100%、よう言い切りませんが、できるだけ、この赤字を少なくして、できるだけ守っていきたいということでもあります。

なかなか、今、施設の規模的に、稼働率が、例えば80%とか100%に近づいたとしても、この今の赤字部分が黒字化するということは、なかなか難しい施設でありますので、必ずしも赤字だから絶対に駄目だというふうには、私自身は思っておりませんが、やはり、以前に比べますと物価高騰、そして、人件費の高騰等がありますので、これは、なかなか、それを、そのまま看過することはできないので、やっぱり必要な改正というものは行っていくべきであろうということでもあります。

あくまで、これは個人的な感覚というかいうことになってしまいますけれども、決して、今回の改正後の金額におきまして、近隣の施設、あるいは、そういう宿泊施設と比較しまして、非常に高額だという金額ではないのではないかなというふうに、私自身は思っておりますので、経営改善の一助として、そういうことを、今回、上げてさせていただけるわけでありませう。

議員おっしゃったとおり、サッカー合宿等、サッカーだけではないんですけれども、そこは経営努力で支配人のほうも、いろいろ営業をして頑張っておりますが、どうしても、これ、やはりご指摘のとおり時期というものが、繁忙期が被ってしまいますので、その部分で、さらに上積みをするというのは、なかなか難しい状況であります。

ですので、サッカーだけじゃなくて、バレー、バスケなんかでも合宿だったり、大会の利用というふうなものもございます。

それから、町民の方の福利厚生という意味でも、結構、今、私は、役割を果たしてくれているというふうに思っています。お風呂を回数券で来られている方もいらっしゃいますし、議会、それから、この課長会とも一緒に、よくしているように、ああいう宴会の場としても、多くの団体にも活用いただいておりますので、そういったところにも、これまで利用いただいている団体にも周知をしていくということも、また、ひとつ大事でありませうし、実は、昨日、3月の朝礼が、管理職の朝礼があったんですけれども、岡本議員にも、いつもご指摘いただいておりますが、いろんな団体で利用していくことを考えてほしいということに併せまして、例えば、昨年度、今年度でしたかね、ちょっと、記憶が定かではないのですが、高年クラブの事業の参加賞とか景品とかに、笹ヶ丘荘の利用割引券か利用券みたいなものを、少額の物をお出しして、利用促進を図っていくとか、そういう、ちょっとした工夫も高年クラブさんのほうではしていただいたりしながらやっておりますので、そういうことを各課も、ぜひ取り組んでほしいというようなことも、私からも、朝礼でお願いをしたようなことでございます。

今のところ、何とか、この町の全体としての財政状況を考えれば、何とか改善をしながら守っていききたいというのが、私の姿勢でございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） よく分かりました。

それで、ちょっと、1点、サッカー合宿だけではないんですけれども、同じような取組を、近隣の志んぐ荘も、かなり活発に、もしかしたら笹ヶ丘を狙い撃ちにしているのかなというふうなところもありますので、そのあたりの状況を、どう認識されているのかなというところと。

それから、やはり、その、料金については、私は、例えば、子供の1泊で6,000円とか7,000円売上げがあったとすると、私自身は、例えば、阪神間から見た方については、プラス1,000円、プラス2,000円、交流で来ていただいたというぐらいつもりであります。

町長は、赤字でも仕方ないということを、よう言わんということですがけれども、そういう取組、考えの方、あるいは移住希望者の方が使うという形で、その任務を笹ヶ丘に与えたほうがいいのかというふうに思います。

それと、笹ヶ丘だから、体験できること。そういうことを、やっぱり、もつともつと考

えたら、いっぱい出てくる。

例えば、文化財にしても、史跡にしても、たくさん近くにあるわけですから、そういうものを生かす形で独自の体験というふうなことができる方法を考えたらどうかと、これは提案ですから、今後、そういうことが、どこかで議論できたらいいなというふうに思います。

特に、答弁はいいんですけど、志んぐ荘のことについては、ちょっと、認識はいかがですか。

議長（千種和英君） ここでお諮りします。間もなくお昼が来ようとしていますが、このまま審議を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、このまま審議を継続します。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

志んぐ荘につきましては、一番の佐用町のライバルというふうな形で、そちらの状況というのは、つかんでございます。

宿泊料金につきましては、志んぐ荘のほうも、最近の物価高騰というようなところで、一気に 2,000 円ほど上げたというようなことも聞いております。一時、志んぐ荘に、少しお客さんが、向こうのほうが増えたということも聞いております。そのあたりも含めまして、佐用町笹ヶ丘荘としましても、サッカー場のほうで予約とか、そういったことをしていただいております。そこを含めて、そことの連携も非常に大切になってきておりますので、そこは密にしながら、何とか、志んぐ荘と同じような形でお客さんを増やしていきたいというふうに思っております。

また、近くには、サッカーの合宿所というのもございます。そこは、非常に場所も便利なところで、料金体制も低いということでございますけども、笹ヶ丘荘は、バスの送迎であったりとか、職員がサッカーに来ていただいた子供たちの、いろいろな手助けとか、そういったことを手厚くしておりますので、笹ヶ丘荘に来ていただいて、非常に子供たちも喜んでいるというのを聞いておりますので、そういったサービスは、ほかのところに負けないような形で、何とか笹ヶ丘荘をご利用いただくような形でさせていただいたらなと思っております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 議案第 27 号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

今回の改正は、宿泊料などの利用料を値上げして、経営の改善を図ろうというものです。料金を上げるにより客数の減少も招くおそれもあります。値上げするよりも、先ほども、いろいろ意見が出てますけども、新たな客層の開拓であるとか、新メニュー等の開発などで客数の増加を図るなど、さらなる経営努力を重ねることにより経営状態の改善を図るべきで、客数減少を招くおそれのある料金の値上げには反対の意思を表明し、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 27 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 30 分とします。

午後 0 0 時 0 4 分 休憩

午後 0 1 時 2 5 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 32. 議案第 28 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 32、議案第 28 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 28 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

町が運営・管理する住宅については、大きく分けて 2 種類ございまして、公営住宅法に基づき生活に困窮する方等に対し、低廉な家賃で住戸を提供する「公営住宅」と、町への定住促進を目的とし、町の条例で入居要件を規定する「定住促進住宅」がございまして。

このうち、定住促進住宅につきましては、町内への定住促進を目的としているものの、現行の入居資格要件がニーズに合致をしておらず、入居を希望されながらも断念せざるを得ないケースが生じてきております。

以前は、公営住宅、定住促進住宅ともに入居率が高く、入居希望者も多かったため、入居資格を厳格に制限する必要がございましたが、現在は、いずれも空室が目立ち、定住促進住宅にあっては、令和8年1月時点で60戸のうち、入居戸数39戸にあることから、要件を緩和し、より効果的に定住促進施策を推進することが望まれているところでございます。

入居を阻害している要件としまして、1つ目は、単身勤労者の勤務地要件がございます。現在は、単身勤労者につきましては「佐用町内」の事業所への勤務が要件となっておりますので、近隣市町の事業所へ勤務されておられる方というのは、対象外となっております。

一方、近隣の西栗倉村や美作市などでは、民間賃貸住宅が不足をしていることから、県境を越えて定住促進住宅へ入居を希望される方もおられますが、現要件では入居ができませんので、近隣市町の事業所へ勤務する方についても入居できるように改正をしようとするものでございます。

もう1は、所得要件がございます。定住促進住宅条例では、現在、公営住宅法施行令に基づき算定された所得が一定額以上、これは月額が10万4,000円以上でございますが、この一定額以上であることというのが要件となっておりますが、公営住宅法施行令の方法では、所得税法上の所得から、さらに世帯人数や子供の有無等に応じた控除が適用されることから、子育て世帯等で一定の収入のある入居希望者の方であっても、家族構成次第では適用される控除が大きいことから所得要件を満たせなくなって、入居できないケースというのが生じております。そのため、所得要件については、公営住宅施行令による控除は適用せず、所得税法上の所得を基準とし、より入居しやすい形に、これを改正しようとするものでございます。

以上の主に2つの入居資格要件を、現行の定住促進住宅のニーズに沿った形に緩和しようとするものでございます。

また、この、今、申しあげました入居資格要件の緩和に併せまして、定期使用許可についても見直しを行おうとするものでございます。

これまででは、定住促進住宅の入居者の入れ替わりの促進と、新婚世帯等の町内への新居建築等を促すため、新婚世帯や子育て世帯等に対し、入居後4年間は家賃の減免が受けられる代わりに、最長12年で退去が必要となる定期使用許可制度を、希望により導入をしておりました。

現在は、一定の空きがございますので、入居者の居住の安定性を確保するほうが望ましいという状況でございますので、この定期使用許可を廃止し、今後は減免を受けていても12年以降も継続して住み続けることができるように改正しようとするものでございます。

以上、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） この間の全協の中でも説明を受けて、質疑もさせていただいたんですけど、まず、これ6割強ですよ、入居率が。で、そもそも、そのニーズに応じてないということですけども、例えば、単身者とか、近隣地に勤務の方、対象を緩和することによって、この空き戸数というのは、大半が埋まるであろうということですよ。そのことと、それが1点と。

それから、この間も、ちょっと聞いた、その湿気対策のところについては、やはり構造的な物を、要するに、入居の方が換気を、きちっと、やっぱりやる必要があると、しかし、それをやっても湿気が、かなり酷い状況だというのは、ちょっと、やっぱり構造的なものがあるのではないかなというふうに思うんです。

この間の質疑から、また、さらにということですけど、すみません。よろしく申し上げます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

入居率の件でございますけども、西栗倉村、また、美作市、そういった方をできるだけ佐用町でも、この住宅のほうにも入っていただきたいという、当然、今、希望を持っております。

当然、満室になれば、一番いいというふうなお話でございます。できるだけ、そういった形にしていきたいというのは思っております。

それから、湿気対策でございますけども、それぞれの家庭において、常日頃から、そういった換気を十分していただきたい。そういったことは常に周知はしてまいります。

また、今、配管等が非常に古くなってきているというふうなところから、雨漏りをしたりとか、そういったことも、ここ1、2年ございました。そういった意味では、かなり施設のにも古くなってきているというふうなところで、来年度においては、そういった配管の洗浄の点検、そういった形の予算措置もさせていただいて、できるだけ、そういった湿気対策につなげていきたい。そういった形のものやしていきたいというふうな形で、現在、準備をしているところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） その単身者とか、勤務地が佐用町以外の方の入居希望、そのニーズというのは、先ほど、今、説明がありましたように、近隣では、こういう促進住宅を持っているところはないわけですけども、岡山県の西栗倉、美作とか、そういうところのニーズがあるという認識ですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

雇用促進住宅につきましては、近隣では、例えば、相生市さん、それから美作市にもあるというのは把握しております。

ただ、美作市もそうなんですけども、どちらのほうも、やっぱり老朽化というのは、かなり進んでおりまして、空き戸数はたくさんあるんですけども、実際の募集というのは、かなり少ないというふうなことを聞いておりますので、そういったところのニーズがあるのではないかなというふうなことを感じております。

それから、ここ2、3年でございますけども、そういった西栗倉村のほうからも、そういった单身の方が入居できないかというふうな問合せも、2、3ございましたので、そういったところからのニーズがあるというふうな形で思っております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

10 番（廣利一志君） はい。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 28 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33. 議案第 29 号 佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 33、議案第 29 号、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 29 号、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、保育園や幼稚園等を利用する「保育が認定された子ども」の負担額について

定めたものでございまして、現在、3歳児以上につきましては、国の施策により無償化が実施されており、3歳児未満においても生活保護及び町民税非課税世帯の子供や、第2子以降の子供の利用者負担額は、既に無償化をしておるところでございます。

一方、3歳児未満の第1子につきましては、世帯の所得状況等に応じた利用者負担額が定められております。

今回の改正は、第1子の利用者負担額を世帯の所得状況に関わらず無償化するもので、これにより、保育が認定されている子供の保育料については、令和8年度から全て無償という形になります。

これは、子育て世帯の経済的負担をさらに軽減し、本町における子育て支援の充実及び少子化対策の推進を一層図るために改めるものでございます。

以上、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第29号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第29号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第30号 佐用町手話言語条例の制定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第34、議案第30号、佐用町手話言語条例の制定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） ただ今、上程をいただきました議案第30号、佐用町手話言語条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案は、手話が言語であるとの認識に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、新たに、条例を制定しようとするものでございます。

制定に至った背景といたしまして、平成 26 年に我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」において、手話が言語として国際的に確認され、平成 23 年の障害者基本法改正により、障がい者のコミュニケーション手段の選択機会の確保が重視されました。

さらに、令和 7 年施行の「手話に関する施策の推進に関する法律」により、地方公共団体が手話に関する施策を推進する責務を担うこととなりました。

県内におきましても 41 市町のうち、29 市 7 町、合計で 36 市町になりますが、既に、手話に関する条例が制定をなされているところであり、本町といたしましても、手話を通じた相互理解の更なる促進と全ての町民が安心して暮らせる豊かな町を実現するため、本条例の制定が必要と判断したものでございます。

まず、第 1 条及び第 2 条では、手話が言語であること及びコミュニケーションを図る手段であることを前提とし、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かな地域社会をめざすことを目的及び基本理念として定めております。

第 3 条から第 5 条では、町の責務として手話に対する理解の促進や手話を使用しやすい環境整備を規定し、町民には施策への協力を、事業者には合理的配慮の提供を求める役割を明らかにしております。

第 6 条では、町が推進する施策として、手話の理解促進及び普及、手話通訳者の配置・派遣及び養成など手話を利用できる環境整備、学校教育における手話に接する機会の提供を通じた理解促進を定めております。

第 7 条では、これらの施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることとしております。

以上、議案第 30 号の提案説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 30 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としていますが、議案第 30 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 35. 議案第 31 号 佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 35、議案第 31 号、佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 31 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例案は、令和 8 年度から、新たに、こども家庭庁が、乳児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度でございますが、この支援事業を創設することに伴いまして、町が当該事業を実施する事業者に対して、給付費を支給する特定乳児等通園支援事業について、その具体的な運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものでございます。

こども誰でも通園制度は、保育園等に通園していない生後 6 か月から満 3 歳未満の子供を対象に、就労要件等を問わず、月 10 時間以内で保育施設にて預かりを行うものでございます。

先般、12 月定例議会においてご承認をいただきました、佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、児童福祉法に基づき、佐用町が本制度を実施するための認可基準を定めましたが、今回は子ども・子育て支援法に基づき、事業者に給付費を支給するための支払基準を条例で定めるものでございます。

今回、上程の条例案についても、この基準につきましては、前回と同様に内閣府令がその基準であると位置づけまして、内閣府令であります特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準をもって、それに充てることとしております。

この内閣府令では、事業者を求める利用定員、保護者の状況把握、利用料代理受領、正当な理由がない場合の拒否の禁止、乳児等の心身状況の把握等細かな基準が定められております。これは、国の給付の対象となる事業であるため、事業者に対して、より詳細な規定や責務を定め、制度の適正な実施と利用者の保護を図ろうとするものでございます。

以上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 31 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としていますが、議案第 31 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 36. 議案第 32 号 佐用町財産区管理会設置条例の制定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 36、議案第 32 号、佐用町財産区管理会設置条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 32 号について、提案説明を申し上げます。

佐用町久崎財産区は、地方自治法第 295 条の規定に基づき、昭和 33 年の旧上月町と旧久崎町との合併の際に、上月町久崎財産区が設置されました。

平成 17 年には新佐用町誕生に伴い、佐用町久崎財産区への名称変更を経て、現在に至っております。

佐用町久崎財産区は、地方自治法第 296 条の規定に基づき議会を設置し、議員選挙については、公職選挙法の定めにより実施してまいりました。過去に選挙が執行されたことはございませんが、先の選挙から立候補に係る供託金が必要となりましたので、立候補者の負担が増えているところでございます。町の選挙管理委員会における事務も負担となってきましたところでございます。

また、議員報酬や事務経費などの財源は、各自治会からの賦課金により運営しており、各自治会においては、賦課金の捻出が相当な負担になっていることから、経費の削減によって、それぞれの自治会の負担の低減が求められてきておるところでございます。

このような状況を踏まえて、令和 7 年 12 月 25 日に、各自治会長にも参加していただいた久崎財産区協議会において、議会制を廃止し、管理会制へ移行することの基本的な同意をいただき、去る 2 月 3 日には、第 156 回久崎財産区議会において、佐用町財産区管理会設置条例の制定について、可決をいただいたところでございます。

佐用町財産区管理会設置条例では、既に、管理会制を設置している石井財産区と、今回、管理会制へ移行する久崎財産区の、両財産区の設置を規定するものでございます。

なお、附則第 2 条におきまして、佐用町石井財産区管理条例及び佐用町久崎財産区議会設置条例を廃止し、附則第 3 条において、佐用町特別会計条例の一部改正により、佐用町久崎財産区特別会計を設置しようとするものでございます。

また、委員の任期につきましては、附則第 4 条及び第 5 条により、現行の任期を引き継ぐこととしております。

石井財産区は管理会制を継承いたしますので、委員の変更はございませんが、久崎財産区管理委員の選任につきましては、本議会の最終日に上程させていただく予定でございます。

以上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 32 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 32 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37. 議案第 33 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 37、議案第 33 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 33 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、史跡利神城跡調査整備委員会に係る改正につきましても、委員会を設置するに当たり、報酬の額を規定する必要がございますので、このたび、改正しようとするものでございます。報酬額の算定につきましても、学識経験者につきましても、兵庫県立総合教育センターの講師謝金支給基準にならい 2 万円、委員については、当条例のその他各種委員にならい 5,400 円としております。

次に、財産区管理委員に係る改正につきましても、先ほど、上程いたしました議案第 32 号に関連して、それぞれの財産区役員の報酬を年額 1 万円に定めようとするものでございます。久崎財産区につきましても、これまで、議員報酬として年額 6 万円を支給してございましたが、経費節減の観点から、大幅な減額を決断されました。石井財産区につきましても、これまで報酬を支給してはおりませんでした。両財産区の整合を図るため、新たに報酬を支給しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 33 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 33 号を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第38. 議案第 34 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について
日程第39. 議案第 35 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第40. 議案第 36 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第41. 議案第 37 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第42. 議案第 38 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第43. 議案第 39 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第44. 議案第 40 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 5 号）について
日程第45. 議案第 41 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 4 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 38 に入ります。
日程第 38 から日程第 45 までについては、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 38、議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）についてから、日程第 45、議案第 41 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 4 号）についてまでの 8 件を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 34 号から議案第 41 号につきまして、一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 34 号、佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 4,118 万 8,000 円を追加し、総額 134 億 5,732 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明申し上げます。

町税につきましては、3,952 万 7,000 円の増額でございます。うち、町民税は 3,835 万 8,000 円の増額。軽自動車税は 116 万 9,000 円の増額で、それぞれ収入見込みによるものでございます。

地方譲与税につきましては、172 万円の減額で、森林環境譲与税の実績見込みに基づくものでございます。

地方交付税につきましては、1 億 9,106 万 1,000 円の増額で、国の補正予算成立に伴う追加交付によるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、114 万 5,000 円の減額。うち、分担金は 26 万 7,000 円の増額、負担金は 141 万 2,000 円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料 149 万 4,000 円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、9,550 万 8,000 円の減額。うち、国庫負担金は 1,072 万 9,000 円の減額。国庫補助金は 8,477 万 9,000 円の減額で、各事業の精査によるものでございます。

県支出金につきましては、1 億 4,297 万 4,000 円の減額。うち、県負担金は 1,626 万 7,000 円、県補助金は 3,250 万 5,000 円、委託金は 9,420 万 2,000 円をそれぞれ減額しております。

財産収入につきましては、財産運用収入 2,475 万 5,000 円の増額で、各基金の利子の増額などによるものでございます。

寄附金につきましては、609 万 9,000 円の増額。

繰入金につきましては、1 億 7,333 万 5,000 円の増額で、令和 7 年度をもって廃止を予定している地域活性化事業基金、災害遺児等修学・生活支援基金、町営住宅等施設整備基金及び土地開発基金について全額を繰り入れしております。

諸収入につきましては、2,685 万 2,000 円の増額。うち、町預金利子は 382 万 5,000 円の増額、雑入は 2,302 万 7,000 円の増額でございます。

町債につきましては、1 億 7,760 万円の減額で、各事業の精査によるものでございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

総務費につきましては、1 億 828 万 5,000 円の減額。うち、総務管理費は 9,965 万 1,000 円の減額で、基幹システム標準化対応事業や統合型 GIS 事業の精算などによるものでございます。徴税費は 50 万円の減額。戸籍住民登録費は 283 万 8,000 円の増額で、戸籍システムの改修費などを計上しております。選挙費は 1,034 万 9,000 円、統計調査費は 62 万 3,000 円の減額でございます。

民生費につきましては、6,288 万 3,000 円の減額。うち、社会福祉費は 3,645 万 2,000 円、児童福祉費は 2,643 万 1,000 円の減額でございます。

衛生費につきましては、4,288 万 7,000 円の減額。うち、保健衛生費は 2,989 万 1,000 円、清掃費は 1,299 万 6,000 円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、1 億 3,225 万 8,000 円の減額。うち、農業費は 1 億 2,478 万 1,000 円の減額で、各事業の実績見込みによるものでございます。林業費は 747 万 7,000 円の減額でございます。

商工費につきましては、359 万 7,000 円の減額でございます。

土木費につきましては、2 億 767 万 2,000 円の減額。うち、土木管理費は 6,264 万 5,000

円の減額、道路橋梁費は1億3,502万7,000円の減額で、急傾斜地崩壊対策事業や、道路・橋梁の維持事業などの実績見込みによるものでございます。河川費は1,000万円の減額で
ございます。

消防費につきましては、1,785万7,000円の減額でございます。

教育費につきましては、1億1,756万3,000円の減額。うち、教育総務費は31万9,000円、小学校費は90万円、中学校費は5,628万9,000円、社会教育費は1,048万6,000円、保健体育費は4,956万9,000円の減額で、中学校の照明LED化事業の皆減や町民プールの大規模改修事業の実績見込みによる減額など各事業の精査によるものでございます。

公債費につきましては、2億2,156万3,000円の増額で、繰上償還の財源として、元金を増額いたしております。

諸支出金につきましては、5億1,262万7,000円の増額。うち、公営企業費は334万5,000円の増額。基金費は5億928万2,000円の増額で、令和7年度をもって廃止を予定している基金の残額を他の基金へ振り替えるための経費を計上しているほか、今後、増大が見込まれます公共施設の修繕及び更新費用に対応するため、公共施設等整備基金への任意積立を行うものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして、ご説明申し上げます。

物価高対応子育て応援手当事業101万円、基幹システム標準化対応事業2億1,470万9,000円、社会保障・税番号システム整備事業920万2,000円、道路メンテナンス事業5,290万円、佐用町営住宅エレベーター修繕事業303万3,000円、西はりま消防組合車両購入事業599万円、給食管理システム改修事業421万7,000円、以上、それぞれの事業につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

最後に、地方債の変更につきましては、第3表、地方債補正によりまして、ご説明申し上げます。

地方債の変更は、社会情勢の変化による金利の上昇に対応するため、令和7年度に借入れを予定しております、全ての事業におきまして、借入利率の上限を3.0%以内から6.0%以内に改めるものでございます。

併せて、事業費の精査により、農業生産基盤整備事業の限度額を1,670万円に、道路新設改良事業の限度額を1,500万円に改めます。

以上、一般会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第35号、令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ67万8,000千円を追加し、総額を19億9,020万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

財産収入につきましては、財産運用収入37万8,000円の増額で、財政調整基金預金利子で
ございます。

繰入金につきましては、30万円の増額です。うち、他会計繰入金は330万円の減額、基金繰入金が360万円の増額で
ございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

基金積立金につきましては、37万8,000円の増額で
ございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金30万円の増額で、実績見込みによるもので
ございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第36号、令和7年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第4号）に

つきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 690 万円を減額し、総額を 3 億 8,207 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から、ご説明申し上げます。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金 147 万円の増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 779 万 6,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、57 万 4,000 円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金は 57 万 9,000 円の減額、雑入が 5,000 円の増額でございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

保健事業費につきましては、1 万 6,000 円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、631 万 2,000 円の減額で、広域連合の決算見込みによる納付金の減でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 57 万 2,000 円の減額で、実績見込みによるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から 1 億 5,644 万 9,000 円を減額し、総額を 28 億 4,301 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から、ご説明申し上げます。

国庫支出金につきましては、3,396 万 6,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金は 4,030 万 1,000 円の増額で、給付費負担分の概算交付額の見込みによるものでございます。国庫補助金は 633 万 5,000 円の減額でございます。

支払基金交付金につきましては、6,513 万 1,000 円の減額。

県支出金につきましては、2,490 万 8,000 円の減額でございます。うち、県負担金が 2,577 万 2,000 円の減額。県補助金は 86 万 4,000 円の増額で、いずれも介護給付の実績見込みに基づくものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 75 万 2,000 円の増額。

繰入金につきましては、1 億 112 万 8,000 円の減額。うち、一般会計繰入金は 2,017 万 3,000 円、基金繰入金は 8,095 万 5,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございます。

総務費につきましては、158 万 6,000 円の減額でございます。うち、総務管理費は 13 万円、介護認定審査会費は 145 万 6,000 円の減額でございます。

保険給付費につきましては、1 億 4,957 万 5,000 円の減額で、介護サービス諸費のほか、各種給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費 604 万円の減額でございます。

基金積立金につきましては、75 万 2,000 円の増額でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 38 号、令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 506 万 9,000 円を減額し、総額 1 億 2,040 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から、ご説明申し上げます。

財産収入につきましては、財産運用収入 11 万 9,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 878 万 7,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入 359 万 9,000 円の増額で、天文台施設運営事業負担金の増額などによるものでございます。

次に、歳出について、ご説明を申し上げます。

教育費につきましては、社会教育費 518 万 8,000 円の減額で、主に購入予定の対象車両の製造・販売停止に伴う車両購入費の皆減によるものでございます。

諸支出金につきましては、基金費 11 万 9,000 円の増額でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 39 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 180 万円を減額し、総額 1 億 3,628 万円に改めるものでございます。

まず、歳入から、ご説明申し上げます。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、699 万円の減額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 519 万円の増額でございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 180 万円の減額で実績見込みによるものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして、ご説明申し上げます。

笹ヶ丘荘エレベーター修繕事業 125 万円 4,000 円で、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 40 号、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 5 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入を、説明させていただきます。

第 2 条第 1 款、簡易水道事業収益の第 1 項、営業収益は 670 万円の減額で、水道料金の調定実績見込に伴うものでございます。

第 2 項、営業外収益は 336 万 4,000 円の減額で、主に実績見込による一般会計繰入金の減額などがございます。

次に、収益的支出を説明申し上げます。

第 2 条第 2 款、簡易水道事業費用の第 1 項、営業費用は 243 万 2,000 円の減額で、主に委託料、修繕料、電気代等の実績見込によるものでございます。

第 2 項、営業外費用は、432 万 4,000 円の減額で、企業債償還利息の実績見込によるものでございます。

次に、第 3 条、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を 2 億 4,224 万 9,000 円に、過年度分損益勘定内部留保資金を 2 億 4,224 万 9,000 円に改めるものでございます。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

第 3 条第 3 款、資本的収入の第 3 項、他会計出資金は 2,000 円の減額で、企業債元金償還金の確定見込に伴うものでございます。

第 9 項、他会計補助金は 43 万 2 千円の減額で、企業債利子償還金の確定見込に伴うものでございます。

第 23 項、投資有価証券償還受入金は 1 億円の減額で、有価証券の償還見込等によるもの

でございます。

次に、第4条の企業債を、ご説明申し上げます。

年利率を3.0%以内から6.0%以内に改めるものでございます。

次に、第5条の他会計からの補助金を、ご説明申し上げます。

高料金対策分3,832万6,000円に、基礎年金拠出金106万6,000円に、起債償還利子分3,537万1,000円に、物価高騰対策分8,830万1,000円に、建設改良に関するもの2,253万8,000円に改めるものでございます。

以上、佐用町簡易水道事業会計補正予算案(第5号)の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第41号、佐用町下水道事業会計補正予算案(第4号)につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入を、ご説明申し上げます。

第2条第1款、下水道事業収益の第1項、営業収益は3,710万円の増額で、主に前処理施設維持管理負担金の追加でございます。

第2項 営業外収益は2,020万4,000円の減額で、主に他会計補助金の減額によるものでございます。

次に、収益的支出を説明いたします。

第2款第1項、営業費用は2,131万2,000円の減額で、光熱水費、委託料、工事請負費などの実績見込によるものでございます。

第2款第2項、営業外費用は1,550万5,000円の増額で、消費税算定に伴うその他雑支出の増額でございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を4億4,791万3,000円に改め、過年度分損益勘定内部留保資金を2,476万1,000円、当年度損益勘定留保資金を2億2,412万5,000円、減債積立金1億9,902万7,000円で補てんするものとするに改めるものでございます。

次に、資本的収入を、ご説明申し上げます。

第3条第3款、資本的収入の第1項、企業債は650万円の減額で、資本的支出見込に伴うものでございます。

第3項、他会計出資金は2,285万1,000円の減額で、主に営業収益見込等によるものでございます。

次に、資本的支出を、ご説明申し上げます。

第4款、資本的支出の第1項、建設改良費は853万4,000円の減額で、主に入札減等実績見込に基づく委託料の減額でございます。

次に、第4条の企業債を、ご説明申し上げます。

年利率を3.0%以内から6.0%以内に改めるものでございます。

次に、第5条の他会計からの補助金を、ご説明申し上げます。

5億7,208万円を5億9,263万7,000円に改めるものでございます。

以上、佐用町下水道事業会計補正予算案(第4号)の提案説明とさせていただきます。

議案第34号から議案第41号までの補正予算につきまして、十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(千種和英君) 当局の説明は終わりました。

ただ今議題としていますが、議案第34号から議案第41号までの8件については、3月18日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

利子割交付金は、543万6,000円。

配当割交付金は、3,306万6,000円。

株式譲渡所得割交付金は、5,241万4,000円。

法人事業税交付金は、4,587万9,000円でございます。

地方消費税交付金は、4億5,564万円でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、4,223万円でございます。

環境性能割交付金は、令和7年度をもって廃止される見通しであります。国の予算成立が4月にずれ込み、廃止が予算成立まで先延ばしとなる可能性があることから、名目予算を計上しております。

地方特例交付金は、5,022万8,000円で、自動車及び軽自動車の環境性能割の廃止やガソリン税の暫定税率の廃止などに伴う減収に対する補填といたしまして、国からの交付金を新たに計上いたしております。

地方交付税につきましては、61億3,257万2,000円でございます。

交通安全対策特別交付金は、240万円。

分担金及び負担金につきましては、合計で4,221万1,000円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、合計で2億554万1,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金をはじめとする3つの項の合計で10億6,566万9,000円を計上しております。

県支出金につきましては、県負担金をはじめとする3つの項の合計で12億4,769万7,000円を計上。

財産収入につきましては、財産運用収入・財産売却収入の合計で9,813万9,000円でございます。

寄附金につきましては、2,000万2,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、特別会計繰入金及び基金繰入金の合計3億1,032万5,000円を計上。

繰越金につきましては、1,000円を計上しております。

諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料をはじめとする5つの項の合計で2億1,069万3,000円を計上いたしております。

町債につきましては、9億1,990万円を計上しております。

次に、歳出でございます。

まず、議会費につきましては、1億1,592万9,000円を計上。

総務費につきましては、19億4,878万9,000円を計上しております。うち、総務管理費は17億600万5,000円。主なものとして、物価高騰に対応するため、全ての町民に1万円の地域振興券を配布する町民の暮らし支援事業などに2億5,710万9,000円を計上いたしております。徴税費は1億3,383万6,000円。戸籍住民登録費は6,022万7,000円。選挙費は3,923万5,000円。統計調査費は853万9,000円。監査委員費は94万7,000円でございます。

次に、民生費につきましては、34億5,236万1,000円を計上しております。うち、社会福祉費は23億5,241万5,000円。主なものとして、町社会福祉協議会助成金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金1億7,458万1,000円、介護保険特別会計繰出金5億58万2,000千円、障害福祉サービス費5億5,345万2,000円などを計上しております。児童福祉費は10億9,070万1,000円。主なものとしましては、保育園の運営費6億2,527万9,000円、児童手当2億3,670万円などでございます。国民年金事務取扱費は914万5,000円。災害救助費は10万円でございます。

次に、衛生費につきましては、6億8,364万1,000円を計上。うち、保健衛生費は2億

4,937万3,000円で、予防接種委託料5,126万3,000円などを計上いたしております。清掃費は4億3,426万8,000円。主なものとしては、にしはりま環境事務組合負担金2億3,214万8,000円などがございます。

次に、農林水産業費につきましては、14億8,475万8,000円を計上しております。うち、農業費は12億4,274万5,000円。主なものとしましては、農業の担い手確保補助金4,440万円、地籍調査にかかる測量調査設計委託料6億322万2,000円などを計上いたしております。林業費は2億4,201万3,000円。主なものとしましては、町有林化促進事業にかかる土地購入費1億円、町単独造林事業補助金2,500万円などがございます。

次に、商工費につきましては、2億2,989万5,000円を計上いたしております。主なものとしまして、町商工会助成金2,545万円、新規企業・創業支援事業補助金1,000万円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金5,236万4,000円などがございます。

次に、土木費につきましては、7億6,157万6,000円を計上しております。うち、土木管理費は1億6,333万3,000円。主なものとしまして、急傾斜地崩壊対策事業負担金1億425万円などがございます。道路橋梁費は4億8,588万4,000円で、道路維持に2億1,249万4,000円、道路新設改良に3,623万円などを計上いたしております。河川費は3,371万円。都市計画費は688万3,000円。住宅費は7,176万6,000円でございます。

次に、消防費につきましては、6億3,285万9,000円を計上。主なものとしましては、西はりま消防組合負担金4億6,391万2,000円でございます。

次に、教育費につきましては、14億5,276万3,000円を計上いたしております。うち、教育総務費は2億4,059万6,000円。小学校費は1億5,323万8,000円。中学校費は1億1,434万2,000円。社会教育費は6億605万2,000円で、さよう文化情報センター改修工事費として1億8,875万円などを計上いたしております。保健体育費は3億3,853万5,000円でございます。

公債費につきましては、11億8,828万9,000円を計上。うち、元金償還金は11億2,369万円、利子償還金は6,458万9,000円でございます。

諸支出金につきましては、12億4,084万7,000円を計上。うち、公営企業費は11億9,604万5,000円で、簡易水道事業会計、並びに下水道事業会計への繰出金でございます。基金費は4,480万2,000円で、各種基金への積立金でございます。

予備費につきましては、1,000万円でございます。

続きまして、予算第2条、債務負担行為につきまして、第2表、債務負担行為によりまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第214条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるもので、指定管理施設における基本協定の更新に伴いまして、11施設において令和9年度から令和12年度までの指定管理費用を計上しているほか、中小企業者への利子補給分として、令和9年度から令和11年度まで1,000万円を計上いたしております。

次に、予算第3条、地方債につきましては、第3表、地方債のとおりでございます。各事業の財源として、総額で9億1,990万円を計上し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。なお、昨今利率が上昇傾向にありますことから、利率を6%以内と設定をいたしております。

続きまして、予算第4条、一時借入金につきまして、ご説明申し上げます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入最高額を30億円と定めるものでございます。

最後に、予算第5条、歳出予算の流用につきまして、ご説明申し上げます。地方自治法第220条第2項に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、同条第1項第1号に規定する人件費と定

めております。

以上で、令和 8 年度一般会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 43 号、令和 8 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、8,648 万 3,000 円でございます。

まず、歳入から説明いたします。

財産収入につきましては、財産運用収入 8,648 万 2,000 円で、町有地であります申山及び秀谷発電所の用地を佐用・IDEC 有限責任事業組合へ貸付けしておりますので、その用地賃料の合計が 1,148 万 2,000 円。また、組合への出資に対する配当金として、前年度と同額の 7,500 万円を予定いたしております。

繰越金につきましては、1,000 円でございます。

次に、歳出でございます。

諸支出金につきましては、繰出金 8,648 万 2,000 円で、一般会計への繰出金でございます。

予備費につきましては、1,000 円でございます。

以上、メガソーラー事業収入特別会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 44 号、令和 8 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、17 億 9,990 万 9,000 円でございます。

まず、歳入から説明をいたします。

国民健康保険税につきましては、3 億 79 万 9,000 円となっております。

一部負担金につきましては、2,000 円。

使用料及び手数料につきましては、手数料 15 万円でございます。

県支出金につきましては、県補助金 13 億 1,012 万 5,000 円でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 52 万円でございます。

繰入金につきましては、1 億 8,680 万 7,000 円を計上。うち、他会計繰入金は 1 億 7,458 万 1,000 円、基金繰入金は 1,222 万 6,000 円でございます。

繰越金につきましては、1,000 円でございます。

諸収入につきましては、150 万 5,000 円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は 100 万円、受託事業収入は 1,000 円、雑入は 50 万 4,000 円でございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

総務費につきましては、3,902 万円を計上。うち、総務管理費は 3,678 万 5,000 円、徴税費は 201 万 7,000 円、運営協議会費は 21 万 8,000 円でございます。

保険給付費につきましては、12 億 5,632 万 1,000 円を計上。うち、療養諸費は 10 億 2,868 万 4,000 円、高額療養費は 2 億 2,020 万円、移送費は 1 万円、出産育児諸費は 500 万 3,000 円、葬祭諸費は 240 万円、結核医療付加金は 2 万 4,000 円でございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、4 億 7,346 万 8,000 円を計上。うち、医療給付費分は 3 億 2,808 万 8,000 円、後期高齢者支援金等分は 1 億 570 万 1,000 円、介護納付金分は 2,942 万 3,000 円、子ども・子育て支援納付金分は 1,025 万 6,000 円でございます。

保健事業費につきましては、1,628 万円を計上。うち、特定健康診査等事業費は 1,451 万円、保健事業費は 177 万円でございます。

基金積立金につきましては、52 万円。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 430 万円。

予備費につきましては、1,000 万円を計上いたしております。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして、説明を申し上げます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用につきまして、ご説明申し上げます。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1号にて保険給付費と定めるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第45号、令和8年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、4億1,170万2,000円でございます。

歳入につきまして、後期高齢者医療保険料につきましては、2億7,784万8,000円でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料1,000円。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金620万1,000円でございます。

寄附金につきましては、1,000円。

繰入金につきましては、一般会計から1億1,902万円を繰り入れます。

繰越金につきましては、731万8,000円でございます。

諸収入につきましては、131万3,000円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は10万1,000円、償還金及び還付加算金は121万円、雑入は2,000円でございます。

次に、歳出についてですが、総務費につきましては、総務管理費1,421万7,000円でございます。

保健事業費につきましては、760万2,000円。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料や運営事務費等の負担金として3億8,856万2,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、122万1,000円を計上。うち、償還金及び還付加算金は122万円、繰出金は1,000円でございます。

予備費につきましては、10万円でございます。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして、ご説明いたします。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第46号、令和8年度佐用町介護保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、29億3,150万6,000円、サービス事業勘定は、406万7,000円でございます。

まず、事業勘定の歳入から説明を申し上げます。

保険料につきましては、介護保険料5億1,257万3,000円でございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金1,000円。

使用料及び手数料につきましては、手数料1,000円でございます。

国庫支出金につきましては、7億3,762万円を計上。うち、国庫負担金は4億7,439万3,000円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金は2億6,322万7,000円で、介護給付費に係る調整交付金などでございます。

支払基金交付金につきましては、7億4,288万円。

県支出金につきましては、4億1,860万3,000円を計上。うち、県負担金は4億317万円。県補助金は1,543万3,000円でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 94 万 8,000 円。

繰入金につきましては、5 億 1,867 万 5,000 円を計上。うち、一般会計繰入金は 5 億 58 万 2,000 円、基金繰入金は 1,809 万 3,000 円でございます。

繰越金につきましては、1,000 円。

諸収入につきましては、20 万 4,000 円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は 2,000 円。雑入は 20 万 2,000 円でございます。

続いて、歳出でございます。

総務費につきましては、1 億 5,109 万 2,000 円を計上。うち、総務管理費は 1 億 3,960 万 6,000 円。介護認定審査会費は 1,109 万 7,000 円。運営協議会費は 38 万 9,000 円を計上しております。

保険給付費につきましては、27 億 19 万 4,000 円を計上。うち、介護サービス等諸費は 24 億 1,589 万 7,000 円で、介護サービスに係る保険給付費でございます。介護予防サービス等諸費は 1 億 4,049 万 2 千円。その他諸費は 198 万円。高額介護サービス等費は 6,443 万 4,000 円。特定入所者介護サービス等費は 6,824 万 1,000 円で、保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス等費は 915 万円でございます。

地域支援事業費につきましては、7,546 万円を計上。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 4,694 万 3,000 円。一般介護予防事業費は 633 万 3,000 円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものでございます。包括的支援事業費は 965 万 7,000 円。任意事業費は 1,237 万 1,000 円。その他諸費は 15 万 6,000 円でございます。

基金積立金につきましては、94 万 8,000 円を計上。

諸支出金につきましては、81 万 2,000 円を計上。うち、償還金及び還付加算金は 81 万 1,000 円、繰出金は 1,000 円でございます。

予備費につきましては、300 万円でございます。

続いて、サービス事業勘定について説明をいたします。27 ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、サービス収入につきましては、406 万 7,000 円を計上。予防給付費収入でございます。

続きまして、歳出でございます。

サービス事業費につきましては、17 万 3,000 円を計上。うち、居宅サービス事業費は 11 万 3,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業費は 6 万円でございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金 389 万 4,000 円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては、説明を申し上げます。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに、3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用につきましては、ご説明申し上げます。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費につきましては、予算第 3 条第 1 項第 1 号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上、介護保険特別会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 47 号、令和 8 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、1 億 2,777 万 5,000 円でございます。

まず、歳入から説明いたします。

使用料及び手数料につきましては、使用料 493 万円で、野外活動センター使用料でござ

います。

財産収入につきましては、財産運用収入 16 万 9,000 円。

繰入金につきましては、2,360 万 2,000 円で、一般会計からの繰り入れでございます。

繰越金につきましては、1,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 9,907 万 3,000 円で、家族用ロッジ利用料、天文台公園運営委託金などでございます。

次に、歳出について説明いたします。

教育費につきましては、社会教育費 1 億 2,730 万 5,000 円で、人件費、野外活動センター及び天文台公園の運営費でございます。

諸支出金につきましては、基金費 17 万円でございます。

予備費につきましては、30 万円でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上、令和 8 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 48 号、令和 8 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、1 億 3,718 万 2,000 円でございます。

まず、歳入からですが、笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 8,478 万 2,000 円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計から 5,236 万 4,000 円を繰り入れます。

繰越金につきましては、1,000 円。

諸収入につきましては、雑入 3 万 5,000 円でございます。

次に、歳出でございます。

笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 1 億 3,718 万 2,000 円でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては、ご説明いたします。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 49 号、令和 8 年度佐用町石井財産区特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、743 万円でございます。

まず、歳入から説明いたします。

財産収入は、財産売払収入 1,000 円でございます。

繰越金につきましては、742 万 7,000 円。

諸収入につきましては、2,000 円。うち、町預金利子、及び雑入は、それぞれ 1,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費 24 万円で、令和 8 年度から支払う委員報酬などを計上しております。

予備費につきましては、719 万円を計上しております。

以上、佐用町石井財産区特別会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 50 号、令和 8 年度佐用町久崎財産区特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、先ほど議案第 32 号、佐用町財産区管理条例の制定についてで上程をさせて

いただきました、久崎財産区が管理会制へ移行することに伴って令和8年度から特別会計を設置することによるもので、歳入歳出予算の総額は2,911万円でございます。

まず、歳入からですが、財産収入につきましては、90万2,000円。うち、財産運用収入は90万円で、土地貸付収入でございます。財産売払収入は2,000円を計上しております。

繰入金につきましては、2,816万6,000円で、旧久崎財産区会計からの繰入金でございます。

諸収入につきましては、4万2,000円。うち、預金利子は4万1,000円。雑入は1,000円でございます。

次に、歳出ですが、総務費につきましては、総務管理費1,115万6,000円で、委員報酬などのほか、縁故集落への補償金として1,092万6,000円を計上いたしております。

予備費につきましては、1,795万4,000円でございます。

以上、佐用町久崎財産区特別会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第51号、令和8年度佐用町簡易水道事業会計予算案につきまして、提案をご説明いたします。

第2条、業務の予定量であります。給水戸数6,728戸、年間総給水量277万1,178立方メートル、一日平均給水量7,592立方メートル、受託工事2ヶ所を予定しております。主要な建設改良事業は、水道管布設替工事、老朽機器更新工事でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、簡易水道事業収益におきまして、8億1,689万円を計上しており、第1項、営業収益は3億5,019万5,000円で、水道料金、消火栓維持管理負担金等でございます。第2項、営業外収益は4億6,668万2,000円で、一般会計補助金、長期前受金戻入、新規加入金等でございます。第3項、特別利益として1万3,000円を見込んでおります。

支出の第2款、簡易水道事業費用におきまして、8億2,220万円を計上しており、第1項、営業費用は7億6,605万3,000円で、水道施設維持管理業務委託、電気料及び薬品費等の経常経費、修繕費、減価償却費等でございます。第2項、営業外費用は5,507万3,000円で、企業債借入金利息等でございます。第3項、特別損失は7万4,000円でございます。第99項、予備費は100万円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第3款、資本的収入におきまして、9億1,527万2,000円を計上しており、第1項、企業債は7億4,300万円、第3項、他会計出資金は1億4,215万7,000円で、企業債元金償還分でございます。第5項、他会計負担金は300万円で、消火栓工事等に係るもので一般会計からの負担金でございます。第9項、他会計補助金は2,711万4,000円で、建設改良工事に係る一般会計からの補助金でございます。第19項、工事負担金1,000円を予定しております。

支出の第4款、資本的支出におきまして、11億3,500万3,000円を計上しており、第1項、建設改良費は8億5,068万8,000円で、水道施設工事、水道管布設工事、ポンプ更新工事等でございます。第3項、企業債償還金は2億8,431万5,000円を予定いたしております。収入不足額2億1,973万1,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第5条、企業債借入金につきましては、簡易水道事業債借入限度額を7億4,030万円、公営企業適用債借入限度額を270万円、それぞれ利率を6%以内と定めております。

第6条、一時借入金につきましては、当該年度中の借入れ限度額を1億円と定めるものがございます。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる費用を定めるものがございます。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給

与費及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金として、一般会計からの高料金対策1億3,738万4,000円、基礎年金拠出金159万9,000円、起債利子償還分4,671万円、物価高騰対策分8,831万3,000円、建設改良に関するもの2,687万4,000円、児童手当分24万円と定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を1,914万8,000円と定めるものでございます。

内容の詳細につきましては、4ページからの水道事業会計の当初予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付しておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

以上、簡易水道事業会計予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第52号、令和8年度佐用町下水道事業会計予算案につきまして、提案をご説明いたします。

第2条、業務の予定量でございますが、処理件数6,400件、年間総処理量167万9,300立方メートル、一日当たりの平均処理量4,601立方メートル、主要な建設改良事業は、下水道管布設工事、マンホールポンプ場改築工事、電気計装機器、ポンプ更新工事でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、下水道事業収益におきまして、12億2,917万4,000円を計上しており、第1項、営業収益は3億6,618万5,000円で、下水道料金、雨水処理負担金、し尿等投入施設維持管理負担金等でございます。第2項、営業外収益は8億6,298万8,000円で、一般会計繰入金、長期前受金戻入等でございます。第3項、特別利益として1,000円を見込んでおります。

支出の第2款、下水道事業費用におきまして、11億4,750万5,000円を計上しており、第1項、営業費用は10億9,632万7,000円で、下水道施設維持管理業務委託、浄化槽管理委託、電気、修繕費等でございます。第2項、営業外費用は5,096万7,000円で、企業債借入金利息、消費税等でございます。第3項、特別損失は1万1,000円でございます。第99項、予備費は20万円を予定いたしております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第3款、資本的収入におきまして、6億2,918万5,000円を計上しており、第1項、企業債は2億390万円、第3項、他会計出資金は2億2,330万9,000円で一般会計繰入金でございます。第13項、国庫補助金は2億円、第17項、加入金は157万5,000円、第19項、工事負担金は40万円、第21項、補償金は1,000円を予定いたしております。

支出の第4款、資本的支出におきまして、9億5,874万3,000円を計上いたしております。第1項、建設改良費は4億4,897万7,000円で、南光処理区下水道管布設工事、上月処理区下水道管布設工事、佐用郡衛生公苑し尿処理場撤去工事、マンホールポンプ場改築工事等でございます。第3項、企業債償還金は5億976万6,000円を予定いたしております。収入不足額3億2,955万8,000円は、損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第5条、企業債につきましては、下水道事業債借入限度額を2億円、公営企業適用債借入限度額を390万円、それぞれ利率を6%以内と定めております。

一時借入金につきましては、当該年度中の借入れ限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる費用を定めるものでございます。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給

与費及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの6億980万6,000円と定めるものでございます。

内容の詳細につきましては、4ページからの下水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付しておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

以上、下水道事業会計予算案の提案説明とさせていただきます。

議案第42号から議案第52号までの、当初予算案について、説明をさせていただきました。ちょっと、長時間になりましたけれども、また、十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としています議案第42号から議案第52号までについては、令和8年度佐用町一般会計、各特別会計及び公営企業会計の当初予算に関する案件であります。

これらの案件に関しましては、日程第58で、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって議案第42号から議案第52号までの11件については、予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第57. 同意第2号 佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて日程第57、同意第2号、佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、森下副町長の退席をお願いします。

〔副町長 退場〕

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第2号、佐用町固定資産評価員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条第1項の規定により、固定資産を適正に評価し、価格の決定を補助するため設置することとされています。

令和5年4月1日から佐用町固定資産評価員として私が拝命いただいておりますが、3月31日をもって退任し、慣例により、後任の固定資産評価員に副町長の森下 守氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意をを求めるものでございます。

なお、森下氏の略歴につきましては、経歴書のとおりでございます。

ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

これより同意第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第2号は、これに同意することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第2号は、同意することに決定しました。

ここで、森下副町長には、入場をお願いします。

〔副町長 入場〕

議長（千種和英君） 森下副町長にお知らせします。

同意第2号については、ただ今、原案のとおり同意されましたので報告しておきます。

日程第58. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（千種和英君） 続いて、日程第58、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和8年度佐用町一般会計、各特別会計及び公営企業会計の予算審議のため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決定しました。

なお、特別委員会委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとなっております。先の全員協議会において、既に協議され、決定されていますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会予算特別委員会、委員長、山本幹雄議員。副委員長、幸田勝治議員。以上の両議員が選任されましたので報告いたします。

日程第59. 委員会付託について

議長（千種和英君） 続いて日程第 59、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 5 7 分 休憩

午後 0 2 時 5 8 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き会議を続行します。
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため、明日 3 月 4 日から 10 日まで本会議を休会したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。
次の本会議は、3 月 11 日水曜日、午前 10 時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきください。
最後に、予算特別委員会委員長及び、副委員長より、挨拶を受けたいと思っております。
山本幹雄委員長、幸田勝治副委員長、前のほうへお越しくください。

予算特別委員長（山本幹雄君） 明日、明後日の予算特別委員会、委員長、私、山本と副委員長、

予算特別副委員長（幸田勝治君） 幸田勝治でございます。

予算特別委員長（山本幹雄君） が、させていただきます。
皆さんの建設的で活発な意見が、今年、8 年度の 1 年間使う予算の行方を決めるということで、皆さんの活発な意見を期待しております。
また、私の拙い委員長になるかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。
簡単ではありますが、挨拶とします。

予算特別副委員長（幸田勝治君） よろしくお願ひします。

議長（千種和英君） ありがとうございます。
本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後03時01分 散会
